

國立大學協會

# 會 報

昭和 27 年 3 月

第 2 號

國立大學協會



アメリカ大學制度瞥見

——特に諸大學の組織、協力關係について——

森戸辰男……………一

菊地勇夫……………一七

國際大學協會の本部を訪うの記

事業報告

……………二二

(1) 第三回總會

……………二六

會計報告

(1) 昭和二十五年年度決算

……………三七

(2) 昭和二十六年年度予算

……………三八

(3) 昭和二十七年一月三十一日現在等

……………三九

彙報(1)……………(7)

# 會 報

(第貳號)

## 國立大學協會

### 目 次

頁

アメリカ大學(制)瞥見

——特に諸大學の組織、協力關係について——

森戸辰男

國際大學協會の本部を訪うの記

菊池勇夫

### 一、事業報告

- 1、役員會 (昭和二六・二・一〇) ..... 二二
- 2、役員會 (昭和二六・五・一九) ..... 二二
- 3、第三回總會 (昭和二六・六・一九・二〇) ..... 二二
- 4、役員會 (昭和二六・一〇・六) ..... 二五
- 5、關 地區國立大學長會議 (昭和二六・一〇・一三) ..... 二五
- 6、役員會 (昭和二六・一〇・三一) ..... 二五
- 7、第四回總會 (昭和二六・一一・二二・二三) ..... 二六
- 8、役員會 (會長の互選) (昭和二六・二二・一八) ..... 三〇
- 9、第一常置委員會 {第一分科會  
                          第二分科會  
                          第三分科會} (昭和二六・七・一七) ..... 三一
- 10、第一常置委員會 (昭和二六・一〇・二二・二三) ..... 三一
- 11、第一常置委員會第二分科專門委員會 ..... 三三
- 12、第二常置委員會專門委員會 ..... 三三

13、第四常置委員會專門委員會 ..... 三五

### 二、會計報告

- 1、國立大學協會預金口座名義人變更 ..... 三六
- 2、(1) 昭和二十五年年度決算表 ..... 三六
- (2) 昭和二十六年年度豫算表 ..... 三七
- 3、收支總額 (昭和二十七年一月三十一日現在) ..... 三八

A、收 入 C、殘 額

B、支 出 D、支出内譯

- 4、未納會費 ..... 三八
- 5、會計事務移管 ..... 三八

### 三、彙 報

- 1、電力料金改訂に對する要望 ..... 三九
- 2、大學設置審議會委員推薦 ..... 三九
- 3、地方官廳宛財政援助方懇請狀發送 ..... 三九
- 4、學士號の種別について ..... 四〇
- 5、新制大學への編入學について ..... 四一
- 6、政令改正諮問委員會の教育制度の改革に關する答申 ..... 四一
- 7、國立大學協會役員、各委員、各專門委員一覽 ..... 四五

# アメリカ大學制度瞥見

——特に諸大學の組織協同關係について——

森 戸 辰 男

## 教育關係「國民指導者」として

私は國立大學協會のご推薦により、「國民指導者」の一人として、アメリカの大學制度を見學にまいり、さきごろ歸國いたしました。本年一月二十五日羽田空港をたち三月十三日海路横濱に到着するまで、約三カ月米國におりました。

私たちの一行は教育關係者二十名で、教育委員會關係八名、中等學校關係六名と、私たち大學關係六名とでありました。私たち六人も、順天堂齒科大學の東俊郎君が體育保健、文部省會計課長の寺中作雄君が大學財政、東大補導課長の今哲朗君が學生補導、廣島大學圖書館の司書山中弘四君が大學圖書館運營、惠泉女子學園の河合道子女史が短期大學、そして私が大學間の組織協力關係というように、それぞれ別個の研究の課題をもち、それに應じて、旅行の消順も訪問する施設も違つたのであります。

## 見學目標と旅程

私の旅行目的は、ただいま申しましたように、個々の大學の内部組織を調べることでなく、また大學制度の個々の分野、例えば大學の自治とか、學問の自由とか、大學財政とか、講座組織とか、學生補導とかについて研究することでもなく、諸大學間の組織と協力關係を見學することでありました。

私の見學の課題がかようなものである關係上、一つの大學に永く滞留することは適當ではありません。そこで事情の許すかぎり、特徴のある地方と施設とを充分に訪れたいと思ひました。が、期間・費用等の制約で

豫定通りには参りませんでしたけれども、それでも十二の州にゆき、四十二の大學を訪れることができました。尤も、これを量的にみれば、米國諸州の四分の一、大學数の四十分の一にも足らないのです。それでも私の研究目的から見て、特徴的な施設の代表なもの、ほほそれを網羅することができたことは、次の旅行のプランをご覽になれば、おわかりになるでありません。

(一)まず、旅程の作成と米國大學の現況と連邦の教育政策についての豫備知識をえるため、連邦教育廳の存在するワシントン府にいつたのは當然のこととして、

(二)州立大學として最も特色のあるニューヨーク、ジョージヤ、カリフォルニアの諸大學を訪ずれたほか、有力な州立大學であるイリノイ、ミシガン諸大學などの様子も知りたと思ひました。

(三)他方、代表的な私學として、ハーヴァード、シカゴ、コロンビア、ペンシルヴァニア、スタンフォード等の諸大學をたずねるとともに、イェール、プリンストン兩大學にゆけなかつたのは残念でした。

(四)私學の關連では、代表的な州立大學における諸施設の組織化と對比せられるべき、私學の緊密な協力形態の見本として、フィラデルフィヤ近郊の友徒系の三つの私學 (Bryn Mawr College, Haverford College, Swarthmore College,) テネシー州ナッシュヴィルの三つの私學 (George Peabody College for Teachers, Scarritt College for Christian Workers, Vanderbilt University) カリフォルニア州クレアモントの四つの私學の關係を調べてきました。(Claremont Graduate School, Claremont Men's College, Pomona College, Scripps College)

(五)そのほか、大學の本校と分校との問題を知るために、遠隔の地に分校をもつミネソタ大學を訪ねました。

(六)さらに私は、ニューヨーク、ペンシルヴァニア、イリノイ、カリフォルニアなど富裕な州とくらべて、非常に教育事情の違ふ、比較的貧しい州の一つとして、アリゾナ州を訪ね、首都のフィニックス近郊のテンピーにある州立大學等にゆき、この州の大學の状態を窺ひ、

(七)最後に、黒人の大學として著名なワシントン府の Howard University ナッシュヴィルの Fisk University ショジョジャ州のアトランタの Morehouse College などを訪れし。

以上のように、私の旅行した地域は、廣い米國のほんの一小部分であり、訪ねた大學は、この國の二千に近い大學の僅かな部分にすぎなかつたのですが、そして與えられた期間も決して私の課題にふさわしい長さのものであつたとはいえないけれども、連邦教育廳の人々を初め、訪問した各大學・各教育機關の當局および關係者のこの上ない好意と援助によつて、米國における諸大學間の組織と協力關係について、一應の認識をえることができたのでありまして、この機會に、これらの機關と關係者にたいして、心からの感謝の意を表する次第であります。

## 「大學」の語義について

アメリカの大學制度に関する私の所見を述べるにさきだち、一言申し上げておきたいのは、私がここに「大學」と云うてゐるのは、アメリカの高等教育機關 Institutions of Higher Education のことであつて、これにはおまかにして、Junior Colleges (短期又は初級大學)と Colleges (學藝大學) Professional Schools (専修大學又は單科大學)と Universities (綜合大學)の四つの種類または段階の高等教育機關が含まれてゐるのであります。わが國ではこれら四つものを總稱する語として、大學という言葉が使われる慣わしとなつておるようです。

ところが、他面からみると、大學という言葉は、わが國では普通 Universities の譯語と解せられておられます。このことがわが國の新制大學に一つの錯覺を與えておはしなんでしょうか。というのは、例えわが國に國立の新制大學が七十校できたとき、短期大學のことはしばらくおくとして、その中には學藝大學や専修大學があるのに、それがすべて University であり、またはそうあるべきだ、というふうに考えられるようになってゐるからであります。

すべての國立大學がみんな綜合大學になることは、極めて望ましいことであり、したがつてかような理想をもつことは、少しも非難すべきこ

とではありません。と同時に、わが國の實情では、遺憾ながら、少くとも近い將來にわたつて、それが「空しい願望」にとどまらざるをえなことも確かであります。そのことは、經濟事情の遙かによいアメリカにおいてさえ、博士課程をもつ綜合大學が、大學總數の一割にも達してゐない事實からも明らかであるように思われる。

それはともあれ、現在のわが國では、學校教育法の術語としても、普通の用語例によつても、「大學」なる語は、綜合大學の意味ではなく、アメリカでいう「高等教育機關」の意味に用いられておるのでありましてこれは自明のことであるにもかかわらず、歴史的にまつわる語義の不明が、往々わが國の大學政策の上にも思わぬ混亂を起す虞れがあり、また起してゐるようにも思われますので、特にこのことを申述べておく次第であります。

## 轉換期の大學

これから私は、私の短期間の見學旅行において、アメリカの大學間の組織と協力關係について學びえたところを中心にして、二、三の所見を申し上げたいと思う。そのさい、私は建設途上にあるわが國の新制大學の健全な發展ということを念頭におきながら、かつ彼地における大學の現状を固定した型としてではなく、その發展の動向において捉へることに重點をおいてお話ししたいと思います。

(一)まず第一に申し上げたいことは、アメリカの大學制度が轉換期にあるといふことでありまして、この點では今日のわが國の大學と似たところも幾多あるのであります。ところで、アメリカの大學が轉換期にあるといふ事實は、今日、何處の大學を訪ねてみましても、大學の目的・組織・學問の自由・財政・教科課程・輔導等々に關して、何らか根本的な問題をもつてゐないところがない、といふことから云えるのであります。わけても、第二次大戰の直後、トルーマン大統領が「大學制度調査委員會」President's Commission on Higher Education を任命し、「民主制における大學の諸機能と、それらが最も良く遂行される方法の検討」を委嘱したことは、その最もよい證據だ、と私は考へてお

ます。

アメリカ大學の研究にとつて非常に有益な参考書であるこの委員會の報告書「アメリカ民主主義のための大學教育」Higher Education for American Democracy, はその結論として、アメリカの大學制度の改革を勧告しております。そうして大學の政策と計畫におけるかような刷新の要望が出て来るのは、緊迫した國民的必要に應えようとする大學教育の基本的な目標に發するのでありまして、委員會はこれら諸々の目標のうち、現代に最も緊要なものとして「生活の各部分に民主主義がより完全に實現されるための教育」と「直接かつ明白に、國際的理解と協力をめざす教育」と「社會問題の解決と公共事務の管理に、創造的な想像と訓練された知性を用いるための教育」をあげてゐるのであります。

ところで、かような大學教育の新目標が掲げられ、それにもとずいて大學制度の改革が要求されるのは、もつと深い國內的・國際的文明的な變革と危機にその根源をもつてゐるのであります。そして委員會はこれを次の四つのものに求めておるのであります。

(イ)「科學と發明は様々な自然的資源を開發し、生産の工夫と技術を増し加えました。それらは労働と遊戯と市民としての義務とにおけるアメリカ人の個人間・集團間の關係を根本的な仕方に変化させました。その結果、青年が一人前の成人として働くようになるには、新しい熟練とより高い成熟度を必要とするに至りました。そうして、工學的進歩によつてわれわれの社會の複雑性が増大したこのために、社會過程と社會問題についてのより廣い理解を持つことが、有効な生活にとつて必須の條件となつたのであります。

(ロ)アメリカの人民は全世界の諸々の人民から寄せ集められたものであります。彼らは對蹠的な地域に住み、違つた職業に就き、異つた信仰を懷き、別々の文化的な背景をもち、それぞれの利害關係をもつております。米國民は四十八の異つた州の同盟であるばかりでなく、無数の、大さの違つた、様々の團體の同盟でもあります。われわれの自由社會はこれらの様なものから、動的な統一を造り出そうと努めております。經濟的・文化的・宗教的緊張の存在するところに、民主的な和解をもたらす

ことによつて、われわれは國民生活を個人間・集團間・文化間の協力の一つの持續過程ならせるように企てるのであります。

(ハ)第二次世界大戰とその終結に伴うて、アメリカの外交政策の方向決定に根本的な變化が起りました。事變の避けがたい壓迫のため、わが國民の傳統的孤立主義は、世界情勢と事件にたいする新たな責任感によつておきかえられました。われわれの民主政治が世界の自餘の部分と平和を保つてゆく必要から、われわれは國際連合の形成にイニシヤチヴをとらざるをえなかつた。そして國連および他の國際協力機關におけるアメリカの役割は、他の諸人民についての、その政治的・經濟的體制、社會的・文化的制度についての——今日まではそんなに緊切でなかつたような——知識をもわれわれ市民に要求してゐるのであります。

(ニ)人類のためにすばらしい善か、すばらしい悪か、という相反撥する約束をもつた原子力時代の到來は、將來の不安を一段と深めました。それは原子力の産業用途への使用に伴う社會的・經濟的變化を豫想し準備するための大學教育の責任を深化し擴大しました。同時にそれは、わが民主制の自體のための教育と研究の必要を、またわれわれの生き方の長所を他の國々の人民に教示する必要を、強調したのであります。

委員會の報告書は大學制度刷新の基底をなす政治的・經濟的・社會的文化的・諸事情を、上記のように要約してあるのであります。そしてこれと同じような、西歐文明の本質と、アメリカ社會の發展と、最近における内外の情勢の緊迫とが、現に進展しているアメリカ大學制度の變貌の推進力となつてゐるのだ、と思ふのであります。

それでは、このアメリカ大學制度の轉換はどういう形、どういふ動向に現れてゐるのでしょうか。

### 私學より公學へ

(一)まず、第一に、アメリカにおける大學制度の最も大きい動向は、私學から公學へである、と私はみてまいりました。わが國では一般に、アメリカは私學の國と考えられています。そしてわが國の人々が米國の大學と聞いて、すぐに思い出す名前は、ハーヴァード、コロンビア、イ

エール、プリンストン、シカゴ、スタンフォードなど、いずれも私學であります。實際においても、アメリカの大學の歴史は私學から發足しておりますし、現狀においても、連邦教育廳の大學總覽一九四九—五〇年によると、一八〇八校の大學中、私學は宗教關係のものを含めて、總數の三分ノ二を占め、州立・地方自治體立等の公學は、三分ノ一となつてゐるにすぎません

教育水準	總數	州立	自治體立	私立	宗教教團	
					新教	カトリック
一、二年乃至四年(學位なし)	四八六	一五五	一九九	一〇五	九三	三三
二、學士又は第一專修學位	七六三	一四二	六	二七	二五三	一四七
三、修士又は第二專修學位	二八九	九二	二	九三	三	三
四、哲學博士又は同等の學位	一五四	五	三	六	一八	二
五、その他	一一	一	一	八	二	二
計	一七五	四九	二九	四八	四七	三七
黒人施設	一〇三	三	五	一八	四	一
白人施設	一七五	四六	二四	三〇	四三	三六
總計	一、八八	四七〇	三四	五〇六	四七五	三三八

しかし、これは大學の由來と現狀であります。最近の著しい動向はこの状態に變化がきて、公學の比重が次第に増大しつゝあるという事實を示してゐるのであります。すでに、アメリカにおける大學よりも下級の諸學校についてみますと、その九割以上が公學となつてゐるのであります。(一九四五—六年)

公立小・中高等學校 一八四、五四二校 九三・三%

私立小・中高等學校 一三、一五一校 六・七%

そしてこの傾向は次第に大學にも及びつゝあるのです。すなわち、大學の古く發達した東部諸州はしばらくおくとして、中部、西部、わけても南部の諸州においては、公私大學の比率は多かれ少かれ公學の方へ傾いてきております。例えば州内大學數が十校以下の八州についてみますと、その大學の三分の二は公學であります。現に私の行つたアリゾナ州においては、六つの大學のうち、五つが公學なのであります。他面、東

部の有力な州であるニューヨーク州に、一大州立大學ができ、またニューヨーク市に、恐らく米國最大の學生をもつ市立大學の設立が推抄してゐることは、特に注意さるべきでありましょう。  
なお、單なる學校の數ということから、もつとつき進んで、教職員數學生數・大學財政策について調べると、全國的には、公私大學はほぼ同等の重さをもち、

	正規學生數	教官數	一般教育費
公立	八三、八三(四九・七)	六、三三(三〇・七)	三九、〇七(七四七・七)
私立	四三、〇八(二〇・三)	六、六九(九四・一)	四七、二三(一、〇三三・一)
計	一、二六、六五(一〇〇)	一三、〇三(一〇〇)	八六、三〇(一〇〇)

均衡は次第に公學に傾いてゐるように思われます。これらの事實とこれにもとづく専門學者の意見は、米國の大學制度が私的經營から公的經營に移行し、私學中心から公學中心の方へ推移しつゝあることを指示してゐるようでありませぬ。

しかも、これはただ表面的な偶然的な現象ではないようです。むしろアメリカの社會に深く根ざした原因にもとづくものと思われませぬ。根本的には、教育の公共性と民主性が次第に強化してまいり、能力のある最大多數の青年に大學教育を普及しようとする傾向が著しくなつたことに基づくものようでありませぬ。

と同時に、最近十年間に起つた經濟事情の變化も重要であります。なぜならば、アメリカの富者は、その遺産をもつて子孫のために美田を買ふよりも、その大部分を公共事業に寄附する習慣がありました。そして私立大學はこの方面から多大な資金をえてきたからであります。ところが、一九一三年の連邦所得稅法の改正以來、このことが次第に困難となりました。わけても最近の二大戦争とそれに續く現在における租稅の重課は、いよいよこれを困難ならしめております。

それでは、この面における財源の減少を補うため、私學における他の重要な収入源である授業料收入を増額できるかというところ、それもなかなか期待できません。というのは、さきに述べた大學民主化の傾向が、授業料の引上げを許さず、それどころか、公立大學——これには授業料を

とらぬものもあり、とるところでも比較的に低い——との競争上から、かえつて引下げをよぎなくされているからです。すなわち、授業料を上げれば學生が減じ、下げれば収入がへる、というディレンマに私學はたつております。授業料収入に教育一般費収入の三分の一(公學においては十分の一強)をえている私學にとつては、これはまさに重大な危機ではありますまいか。ただ第二次大戦の後には、歸還兵士の大學入學にたいして老大な國庫補助があつたため、何とか凌ぎがついてきたのでありますが、それがなくなると、古い歴史をもち、あるいは特別の有利な事情にある大學以外、私學は非常な難局に當面することが豫想せられます。そして恐らく、相當數のものは、何らかの形で整理されざるをえないのではないかと憂えられております。

これにひきかえ、同じ事情から、公學の方がますますその重要性を加えてくることも、充分想像しうるところであります。かようにしてアメリカにおける私學より公學への動きは、根深い基礎をもつているものと云わねばなりません。

わが國における大學の發達は、丁度アメリカのそれとは對蹠的に、官學に始まり、官尊民卑の習俗の背景もあつて、少數の立派な私學の存在にもかかわらず、全體としては、官學優位の狀況が續いてまいりました。それゆえ、終戦後の學制改革によつて、官私平等の原則が確立されたことはまことに適切な措置であります。しかし、そのさい、米國の大學制度は私學本位であるから、日本の大學制度もまた、この刷新の機會に、私學本位に轉換すべきである、と考える人があるならば、その人は唯今申述べた最近における米國大學の動向に盲目であることを示すものにほかありません。わが國における大學制度改革の課題は、この點に關するかがり、私學の比重を増すことではなく、むしろ公學の重さの現狀を維持しつつ、如何にして公學とともに私學に、大學としての正しい姿を與えてゆくかに存する、と考えられるのであります。

## 型態の分化

(三)アメリカにおける大學制度の動向は、私學から公學への方向と

もに、型態分立化の方向をとつていようであります。そしてそれは大學の使命に關する考え方の變化と關連するところが多いことはすでに觸れておいたところであります。

アメリカの大學は舊い英國の大學を手本として、紳士育成の場として發足したのであります。前世紀の後半から、ヨーロッパ大陸、わけでもドイツの大學の影響を受けて、學問研究の場ということがその本質と考えられるようになったのであります。ところが、二十世紀に入つてからは、特に二つの世界戦争を契機として大學における教育ということが非常に重大視されて参りました。すなわち、高度の學識と理想をもつた市民と有識職業人の養成というものでありまして、大學における一般教育と職業教育の新分野がクロス・アツプされてきたことは、ご存じの通りであります。これとともに、大學は國の教育制度の外にあるものではなく、そのうちの一環として全體的な教育制度の見地から考えられる方向に進んで來たのであります。さらに最近になつて、大學の社會への奉仕ということが、大學の新たな使命として注目されるようになりました。すなわち、大學は單に學園内に閉鎖された、いわゆる象牙の塔の中の研究と教育の場にとどまることなく、そのもつ人材と施設と成果を働かせて學外の社會に、わけてもその存在する地域社會に、奉仕しなければならぬ、というのであります。さきに述べた大學の社會的役割の強調や、最近この大學でも特に力を入れてきた大學擴張、成人講座、通信教育などがそれでありまして、大學の任務のかような展開と關連して高等教育機關としての大學に、數個の型態がおのずと出來てきたのであります。

(一)その第一は、アメリカの大學の主要型態であるところの、一般に學藝大學また文理科大學と譯されてゐる College、正確には College of Liberal Arts、College of Arts and Sciences であります。普通、高等學校の卒業者を入學させ、四カ年の修業年限をもち、一般教育ならびにそれに結びつた、過度に専門化されない専門教育をも與える施設でありまして、獨立してまたは、綜合大學の一部として存在してあります。この學藝大學は制度上アメリカの大學制度の基本形態をなすものであります。というのは、有識又は専門職業大學すなわち専修大學はほほこれ

と列んで、大學院はその後に、短期大學はしばしばその前に、位置しているからであります。

なお、最近におけるジュニア・カレッジの發達と關連して、學藝大學においては、十三・十四年の初級又は大學の教育を受けたものが、大學院や時には専修大學に入る前に受ける上級又は後期大學教育機關、すなわちシーニア・カレッジ（上級又は後期大學）としての性格がその基調となる傾向も認められるようであります。

ここでは、洞見をもつて人類の歴史を讀みとり、自然・人生・人間の價値の結果を知悉し、今日、世界に働いてゐる社會的諸勢力の意味を把握し、社會過程の複雑さと錯綜さを理解し、嚴正な批判的思索の方法を自由に驅使することのできるような、聰明な男女の指導者の育成が企てられてゐるのであります。

(2) 第二は、専門又は有識職業教育を目的とする普通に Professional Schools と呼ばれてゐる施設でありまして、専門職業大學あるいは専修大學とか譯すべきでありましょうか。それらのうち、最も古くからある神學・法學・醫學と、それについで工學と教育學のそれがよく知られております。これら大學は多くの場合 College（その場合は單科大學）とも呼ばれていますが、傳統的に School と云うのもあり、工學關係などでは Institute（研究所）の名前が見られ、神學關係では Seminary（研修所）とも稱せられております。

けれども近代における科學的技術的發展にもとずく職業の分化に伴うて、學藝大學の中から、ヨリ専門化を必要とする幾多の職業教育が順次に獨立する機運となり、建築・産業・化學・齒科醫學・林學・新聞學・圖書館學・音樂・看護學視力測定・整骨術・藥學・物理療法・公衆衛生・社會事業・獸醫學など、多數の専修大學が出來て参りました。これらの職業大學は、獨立の單科大學として存在してありますが、少からぬものは綜合大學の中に包攝されておるようであります。

(3) 大學教育の頂點をなすものは、學問の進歩と知的生活の基本的な價値と基準の形成とを任務とする大學院 Graduate School であります。大學院は傳統的には學問研究をその本質な任務として出來たものであり

ますが、最近になりまして、現實社會の要請に應えて、この任務が再檢討された結果、學生が社會に出て實際に従事する仕事にたいして彼らを準備する、という方向に傾きつつある。すなわち、大學院は(1)基礎研究と研究者養成を續けてゆくと同時に、(2)政府・農商工業・公共福祉事業などアカデミックでない諸分野における澤山な事業のために、訓練された専門家を養成し、(3)大學教育のすべての水準のために教師を養成する、という三つの基本任務を果す事を求められてゐるのであります。尤も大學院でも、例えばジョンズホプキンス大學のように、それだけで大學を造つてゐるものも例外的にはあります。けれども原則的には學藝大學と、時には専修大學と結びついており、さらに多くの場合、これら兩者とともに綜合大學を形成しておるのであります。

丁度名前が出たので申しておきますが、わが國で綜合大學と譯されてゐる University はアメリカでは通常、さきにもふれたように學藝大學を基本とし、それに數ヶ月の専修大學と大學院とを併せた高等教育機關を指すことになつておるのであります。

(4) 最後に、高等教育民主化の要請に應えて生れた大學の新しい形態が Junior College または Community College とよばれてゐるものであります。わが國では、これと照應する教育機關を、修業年限を基準として、短期大學とよんでおります。しかしアメリカでは、上級の、又は後期的な課程をもつ上級又は後期大學 Senior College にたゞして、この大學を初級又は前期大學 Junior College と云ひ、全國又は全州的な大學に對して地方自治體を區域とする意味で、自治體大學 Community College の稱呼があるのであります。

この大學の特徴は、その名の示すように、全地方協同社會への教育的奉仕を目的とするのであります。すなわち、その地方におけるできるだけ多くの青年に大學教育を均霑させるのはもちろん、その地方の成人教育の中心とならなければならぬのであります。ですから、ジュニア・カレッジはその正規の學生にたいして、(イ)半有識職業の完成教育と(ロ)地方協同社會の指導者の養成、(ハ)後期大學又は専修大學への準備教育

を與えるとともに、(二)種々の形における成人教育・技術指導・職業相談等々の校外的な任務をも果さなければなりません。地方協同社會への奉仕が大學の新たな使命として附け加わつたことは、さきに述べましたが自治體大學は最もよくこの使命を具體化しているものと考えられるのであります。

なお、このジュニア・カレッジは最近最も急速な發達を遂げている大學形態であります。そしてその管理形式は大部分公立であり、地域としては西部、特にカリフォルニア州における發達にすこぶる顯著なものであるのであります。

ところで、以上のような諸々の型態が、現在、アメリカでどのような比率で發達しているかと申しますと、それは次の表の如くであります。

(一九四九—五〇年)

教育企画の型	教育の最高水準				
	一、二学年より学士又修士又哲学博士課程又は四年専門職業學位等のより短い課程	一、二学年より学士又修士又哲学博士課程又は四年専門職業學位等のより短い課程	一、二学年より学士又修士又哲学博士課程又は四年専門職業學位等のより短い課程	一、二学年より学士又修士又哲学博士課程又は四年専門職業學位等のより短い課程	一、二学年より学士又修士又哲学博士課程又は四年専門職業學位等のより短い課程
一、完成職業教育(学士なし)	三三				三三
二、学芸・一般教育	三五	二九	三三	三三	三〇
三、学芸・一般及び完成職業教育	二九	三七	二二	二二	三三
四、初等教育養成	一一	六六	三三	三三	一四
五、学芸・一般教育並に教員養成	三六	三〇	三三	三三	一四
六、学芸・一般教育、完成職業教育並に教員養成	三〇	二〇	三三	三三	一四
七、専門職業又は技術教育(教員養成を含む)	二四	二〇	三三	三三	一四
八、専門職業又は技術教育及び教員養成	二二	二二	三三	三三	一四
九、専門職業又は技術教育及び完成職業教育	三三	二二	三三	三三	一四
一〇、学芸・一般教育及び一つ又は二つの専修大學	三三	二二	三三	三三	一四
一一、学芸・一般教育及び二つ以上の専修大學	三三	二二	三三	三三	一四
合計	三〇〇	二八〇	三〇七	三〇七	二八八

上記の表によりますと、獨立の學校としては(イ)初級大學は(一)(三)に、(ロ)學藝大學は(二)(五)(六)に、(ハ)専修大學は(四)(七)(八)(九)に、(ニ)綜合大學は(一〇)(一一)に、それを代表されているようであります。

なお、博士の學位を與えるものはアメリカのような經濟的に豊かな國でも、全大學の僅か一割(八・五%)にならないのであります。その三分ノ二が綜合大學、残りの三分ノ一が専修大學であることも、充分注意されるべきでしょう。修士を與えるものは前者の二倍でありまして、學藝大學が首座を占めていることも申添えておきます。

### 協力と組織への動き

(四)大學の發達、わけても上來述べたような私學から公學への動向と大學形態の分化とは、大學間の關係を孤立獨往から相關・互助へ、自由競争から協力と組織化への動向を促進したと思われる。私學にあつては各大學は獨自の立場から設立・性格・運営が定められ、「各自その道を往く」の原則であり、したがつてとりわけ初期にあつては、他大學との關係は協力者であるよりも、むしろ競争者であるのが通例であつたようであります。

大學の数が少かつた間は、それでもよかつたのでしよう。けれども、大學の数が多くなり、それに伴つて専門化が進み、かつ型態が分化して來ますと、色々な點で大學の間の相互關係が必要となつてきました。各大學が自校のことばかり考へておるのではいけなくなつてきました。それに、自然の成行きに任せておけば、例えば富裕の地域や金の儲かる職業には澤山な大學が出來ても、貧しい地域や金儲けの少ない職業、または非常に金のかかる部門のためには、いくら要求があつても、少しも、又は充分な数の施設が造られない、という事態も生れてきます。さらに、大學教育の民主化の方向をおし進めて、能力があつても大學にゆけない多數の貧困な青年に大學教育を普及させようとする、大學の性格や配置についても、色々考へてゆかねばならぬのでしよう。つまり、大學制度は私學時代がそれを原則としていたような、めいめい勝手にわが道

を往くというような自由放任の時代から、協力と組織の時代にはいつつあるように思われるのであります。

(A) 諸大學生間の協力・調整は任意的にも、公権的にも行われているのでありますが、アメリカの國柄としては、まず任意の形で發達し、今日もなおそれが大學協力關係の基調をなしております。けれども最近では公學への動向と並行しつつ、次第に公権的な形態が比重を増してきていくような方法でもあります。尤も、そのばあいでも、直接に干渉支配するという方法でなく、間接に援護助成するという方法が主として採られていることは注意すべきであります。

(1) かような諸大學生の任意組織には、構成の面からみて、地域的なものと専門別によるものと、學校の型態によるものとがあり、またその目的からみて、一般的な目的をもつとともに、極めて緩い連絡協議會的なものと、特殊の具體的な目的をもつものものとがあり、これを台せると、その數は非常に多いのであります。

これらの諸團體のうち、大學生間の任意的な協力で、大學調整の上にも重大な役割を演じているのが基準協會 Accrediting Associations であることはご承知の如くであります。これには全國的のものとしては、大學生の基準に關するアメリカ大學協會 Association of American Universities と教育大學生の基準に關するアメリカ教育大學生協會 American Association of Teachers Colleges とがあり、専修大學の基準に關するものには、醫學・法學・工學・新聞學・社會事業等々、澤山な専門領域を對象とする民間の専門的組織があるのであります。

けれども米國大學の基準に最も重要な組織は、大學の一般基準を主な對象とする六つの地域的な組織、すなわちニュー・イングランド、中部北中部、北西部、南部、西部の基準協會であります。最後のもの以外は、中等學校をも包括しております。これらの任意組織は大學の自主性を尊重し、畫一化を避けつつ、大學教育の基準の向上に努力することによつて米國大學の向上に非常な成果を収めているのであります。

私は滯米中これら協會の中で最も著名な北中部基準協會 North Central Association of Colleges and Secondary Schools 年次大會に來賓

として出席して、その盛況を見てまいりましたが、この協會の掲げている目的は他のすべての協會のそれを表示しておると思われれます。

(イ) 大學として公式に認定するに値する學校の特質を記述すること  
(ロ) 入學志願者がその要望に應ずる大學を選択するにあつて、指導を與えること

(ハ) 學生の轉學・大學間の學生活動の指導・大學卒業生の就職・大學教授の選擇のような大學間の關係について、輔導者として個々の大學に奉仕すること

(ニ) 教授の選擇および入學校の選擇に關する學生相談において、中等學校を助け、かつその他の方法で大學と中等學校との間の調整を促進すること

(ホ) 基準認定の實踐を通して、北中部協會の領域における大學教育の改善を激勵すること

(2) 唯今述べた協會にみられるような一般的な、そして基準向上のため、そして數州にまたがる廣い地域における協力和違つて、州内にある大學が個々の具體的な目標をもつて州内協力的に、効果を收める方法が考えられるのであります。その一つは州内にあるすべての公私大學が特定の計畫にしたがつて協力的にゆく方法であります。これは殘念ながらどこでも實現されておりません。そこで、現實に實行されている協力的方法は、特定の地區に隣接して存在している大學間の任意的な協力的方法と、もう一つは州立大學間の協力和組織化的方法であります。前者に屬する隣接大學間の協力的組織は、處によつては University Center と、University System とも呼ばれておりまして、私はそれらの幾つかを訪ねてまいりました。

(イ) その一つはフィラデルフィアの近郊にある友徒派との關係の深い三つの私學、すなわち、ハーヴァフォード (一八三三年、男) スワスマ (一八六九年、共學) プリン・モア (一八八〇年、女) の三大學の協力的關係であります。フィラデルフィヤとその近郊は新渡戸先生と縁の深い地方であるほか、プリンモアガ津田、河合女史などが國でも著名な女流教育家の母校でもありますので、何となく親しみ深く感ぜられた處なので

あります。それはともかく、これらの學校は、それぞれの歴史と性格をもつ有名な大學であり、小規模なことが長所でもあるのですが、同時にまた、その缺陷であることも争われません。そこで、これら三つの大學は、一九四〇年以來、色々な面で協力體制を整え、非常によい成績を収めているのであります。

協力の第一は、大學間の臨時的な教官の融通・交換でありまして、各大學は自分の教育計畫に支障のない限度で、この面で扶け合うことになつております。

第二は教官の共同任命または共同教育計畫の作成であります。これは一校で獨立の教官をもちえない科目、例えば、美術家・スペイン語・オーケストラ指揮などに、二つまたは三つの大學が共同で、一人の教官を備う場合があり、(2)また各大學の授業上の協力が自然發生に、または共同の計畫にもとずいて行われる場合があります。後者の適例は、三大學によつて共同に企圖されたロシア研究であります。

第三は、昨年一月、三大學共同で立案實施せられた國際教養に關するテレヴィ放送「空の大學」であります。

第四は行政 係でありまして、學長の定期會同によつて共通問題を論議し、教官採用や財政のことについて情報交換することの利益も輕視できません。と同時に實質的には、軍拂下げ品の共同購買・被服品の共同購買・三圖書館運営の合理化等々の業績は、協力關係の賜物なのであります。

第五は三大學の學生團體の共同活動でありまして、それは各大學の獨立と責任を減殺することなく、この關心と趣味の範圍を擴大して、想像力を刺戟することでありまして、かような共同活動の對象として、演劇・交響樂・文藝雜誌の編集・運動競技・國際クラブ・クラブ又は寄宿舎間の交歓をあげることができまして。

尤も、この協力には、距離の隔り・教官間の連絡不充分・各大學の運営の區々・教育目標の相違・俸給基準の差異・時間の不足等々の障害があつて、必ずしも理想通りにいつていない面もあるらしい。けれども各大學は、これらの困難と闘いながら、共同の教官任命・講義・教育計畫

を増加することによつて大學の教育の内容を豊富にし、また大學の運営維持圖書館その他における共同活動によつて、管理費用の節減を努めており、將來も一段の協力をしたい、と各大學の當局者は申しておりました。

(ロ)次に、私はテネシー州のナッシュヴィルを訪ねました。この州はテネシー・ヴァレー・オーソリテイすなわちTVAの所在地であり、また世界連邦運動でも特殊な地位を占めているのですが、私の主な關心はこの首都にある三つ大學、すなわちヴァンダビルト大學、ピーボディ教育大學およびスカリット大學との協力關係でありました。この三つの大學は、第一のものは學藝大學のほか、工・法・醫・看護・宗教の専修學部と大学院をもつ綜合大學であり、第二のものは教員養成を目的とする教育大學であり、第三は主として宣教師と宗教指導者を養成するキリスト教大學である、というふうな補助的であり、かつ三者が隣り合せているという、協力のための好條件をもつておるのであります。

協力の最も重要なものは(a)共同圖書館でありまして、カーネギー財團等の援助もあつて實に立派なものが出來ております。各大學もまたその藏書を供出するとともに、維持も支辯して、その機能を十分に働かせており、(b) University Center 運動の見本としてあげられているものであります。(c)次に、重複講義の整理と學生の交流と(c)教授の共同雇傭が實現されております。さらに(d)共同の教官クラブ・共同の學生クラブ・共同禮拜番組・共同炊事場等が計畫されておるそうです。そのほか三大學は、協力して(e)ナッシュヴィル社會事業學校 Nashville School of Social Work を設立し、(f)そのほか、同市にある有名な黑人のためのフィスク大學と協力して、四大學が「南州農村生活協議會」The Southern Rural Life Council を造り、教育・農工業・宗教・健康公共關係の五分野において農村生活の改善に努力しおるのであります。

(ハ)第三に私の訪れたのは、加州ロスマンゼルス市の郊外のクレアモントにある四つの大學の協力學園であります。ロスマンゼルスから、オレンジやレモンのみなる果樹園の間をドライブすること一時間で、この小さい大學町につくのです。ここに境を接して、存在する四つの私立大

學の協方學園がうちたてられてゐるのです。この謂ゆる「クレアモント集團計畫」(Clemont Group Plan)は、小大學に特有なよさと、大綜合大學で始めて望まれる廣汎な教育計畫と物的設備を併せ有することを意圖してゐる點で、極めて特異な大學センターを形作つてゐる、といわれています。

この協力學園の構成する大學は、共學のボモナ大學(一八八七年)と女子のためのスクップス大學(一九二六年)とクレアモント男子大學と共學のクレアモント大學(一九二五年)であります。學生數は第一のものが千名ほど、他は五百以下、四つ合わせても約二千名ですから、いずれも文字通り小さな大學であります。各々その傳統と特色を備えたこれらの大學は独自の教官・管理者・校地と設備・基金・管理委員會をもつており、授業も各大學で獨自にやつておりますが、各校の熱心な協力によつて、學生は無料で他の大學の講義をきける仕組になつております。

四つの大學のうち最も特色のあるものはクレアモント大學でありまして、これが四つの學校を協力學園たらしめてゐるのです。すなわちこの大學は(1)まず、クレアモント大學院を管理し(2)次に、種々の共同事業を調整し(3)さらに新大學設立の想をねり、案をたてることを、その主な任務としております。(2)については、中央圖書館・研究資料の蒐集・博物館・音樂會・展覽會等の共同の催物・病院・種々の事業上の協同等に關する仕事があり、(3)については、一九二六年のクリップス大學の設立と最近におけるクレアモント男子大學の設立をあげることができましよう。

なお、以上にみられるような、屢々大學センター・運動と呼ばれてゐる諸大學間の任意の協力は、とりわけ南部諸州に盛で、上記のほかニュー・オルリーンス、ノース・キャロライナ、アトランタ等々でも相當の業績をあげております。活動の目標は、すでにおわかりのように、共同圖書館の完成・物的設備の共用・教官又は學生の交流・共同大學院の運営・共同文化活動の展開等々に求められております。これらのうち、私がアトランタで訪れた黒人大學モアハウス・カレッジは、その他の四つの黒人大學と協力して、黒人のためのアトランタ統合大學 Atlanta Un-

iversity System を作つてゐることは、特記されてよいと思ひます。

(3)以上は大學間における任意な協力關係であります。大學間の整調・協力・組織は、民主的なアメリカにおいても、すでに述べたように公權を通じて行われてゐる面も相當に存在しており、しかも次第に擴大してゐるようであります。例えば大學の基準化についても、さきに述べた任意諸團體とならんで、州における教育部局と州立大學の役割は輕視しえないのであります。大學に關連しては、一個の州立綜合大學としてまことに堂々たるものがあり、かようなものとして私はイリノイ、ミシガン、ミネソタの諸大學をみました。しかし、諸大學の計畫的な調整の點で最も注目し得るのは、大規模な州立大學體系、あるいは統合大學でありまして、私はその代表的なものとして、次の三大學を見てきたのであります。

(1)ニューヨーク州・大學 State University of New York 「最新の州立大學」と云われているこの大學は、ニューヨーク州の増加する青年に大學教育を受ける機會を興える目的をもつて一九四八年に、州内における多數の州立大學を統合して出來たところの龐大な大學でありまして、綜合大學というよりは、むしろ統合大學とでも呼ばれるべきものでありましよう。なぜなれば、この大學は現在三十三の全州の各地に分散した大學から構成されてゐるからであります。現在、それは三萬二千の正規學生と三千の教官を持つております。三十三の施設は十一の教育大學と、二つの醫科大學を含む九つの専修大學と、十一の二年制職業大學と、二つの學藝大學よりなり、一般教育・醫學・獸醫・教員養成・林學自動車工學・産業労働問題等極めて廣汎な課程を授けてゐるのであります。古い東部の州の一つであるニューヨーク州においては、依然、私學は非常に優勢でありますけれども、設立を企てられてゐるニューヨーク市の市立統合大學とならんで、この州立統合大學が州内諸大學の間にあつて特異の地位を占めるであろうことは疑いありません。

この統合大學の根本の意義は、大學教育の公共性と民主性を徹底してゆくため、州内の全大學教育に計畫性と協力關係を樹立することに存するのであります。さきにもふれたように、ニューヨーク州では幼稚園よ

り大學に至るまでの教育を、單一の機關、すなわち統管委員會 Board of Regents の監督のもとにおよびておるのでありますが、以前は、各州立大學は各々獨自の施設として直接に州文部大臣と管理委員會 Board of Trustees に責任を帯びていたのであります。

この事態にたいして、州立統合大學は、(一)州費で支持されてゐる諸大學を統合し、一つの管理委員會と一人の學長 President の管理の下におよび、その企畫・監督・管理の一貫性を實現したのであります。(二)しかしこの統一は施設の統一、すなわち一つの巨大な大學を創立するのではなく、各地區に分散した施設をもち、しかもこれの地理的に合理的な配置を期しておるのであります。その上、これら分散された施設は獨立の管理委員會をもつ等、相當に大きい自然性をもつていたのであります。(三)さらに、この大きな統合大學は、私學と競争し、これにとつて代るうとするのではなく、私學の果しえない教育任務を遂行して、その缺陷を補充し、全體の大學教育の合理的な發展を圖ろうとしております(四)この見地から、この州立大學では、私學の非常な發達にもかかわらず、空白地帯となつていた教育大學と初級又は自治體大學の發展に特別の力點がおかれており、そのうちでも、初級大學の發展については、この點で特に有名なカリフォルニア州の水準に追いつこうと努力されておるようであります。

しかしこの統合大學は創立早々のことで、この統合の成果を有意義に發展させてゆくのは今後課題であるといふべきでしょう。

(二)ジョージヤ州立統合大學 University System of Georgia 前者の新參者であるにたいして、これは統合大學の古參者です。私はその本部を「風と共に去りぬ」で知られてゐる、この代表的な南の州の首都アトランタに訪うたのであります。

この州の州立大學の歴史は極めて古く、統合大學もすでに一九三一年に多數の州立教育の施設を廢合して創設されたのであります。現在この統合大學は各地に散在した八つの白人上級大學と、三つの黒人上級大學と、五つの白人初級大學と、二つの農業試験所と一つの農業相談所をもつております。一九四九—五〇年において學生の平均在學者數は二萬三

千、專任教官數は一、二二名であります。

この統合大學は州内の大學教育の普及と計畫性と合理化を期して出來たのでありますから、その趣旨に副うて、その管理は、在來各個の施設に存在してゐた管理委員會を廢し、執行職としての總長 Chancellor をもつ統管委員會 Board of Regents 一本で行われることになつております。この統管委員會は全州から五人、十人の議會選舉區から各々一人合せて十五人よりなり、すべての知事の任命と參議院の承認によるのであります。その基本的な機能は、大學政策をたて、教職員を選任し、州豫算で認められた大學費を各施設に割當てることに存してあります。そしてこの委員會で選任された總長を最高の執行職とする組織であることが、この大學の特徴であるとされております。もちろん各單位大學には統管委員會の方針と計畫の下にその大學の指導と運営にあたる學長 President があり、學長は集つて大學顧問會 University Advisory Council を造り、全大學の教育上の計畫と實行に關する事項を審議し、總長を通して統管委員會に勧告するといふ組織であります。

ジョージヤ大學の組織は、數度行われた基本的な調査を參考として幾度か改革されたものであります。これらの調査は、いずれも全國的な視野で選ばれた權威ある専門家たちによつてなされたものであります。改革が單なる行政的・財政的見地からでなく、かような専門的・學問的に權威のある調査の結果にもとずいて行われることは、まことに美ましいことであります。

かような調査は一九三二年と一九四二年と一九四九年の三回行われております。創立の翌年になされた第一回の調査においては、委員會は幾多の勧告のうち、特に全體の利益をよそに地方的利益に動かされて、總花主義で出來た、數ばかり多いが、内容の貧弱な大學を廢合・整備すること、そのさい過去に功勞のあつた施設や人物も思切つてその對象とすること、一本化された統管委員會と強力な總長制を確立して大學管理を統合し合理化すべきことを強調してあります。また、第三回の調査結果は(一)大學教育の計畫 (二)初級大學の計畫と管理 (三)統合大學の物的施設 (四)學生生活 (五)統合大學の財政 (六)統合大學の管理 (七)

統合大學の將來と財政的裏づけ、という七章よりなる報告書となつておりますが、創立三十年の後に、この調査がその調査目標の冒頭に「統合大學における不必要な單位大學の廢除」「存續する單位大學における不必要な機能の廢除」「各單位大學における主要機能の不必要な重複の廢除」を掲げていることは注目し値するものであります。

(ハ)カリフォルニア大學 University of California 私の訪れた最後の統合大學はカリフォルニア大學でありまして、これは今日約三千の教官と約四萬名の學生をもつ米國有数の大學なのであります。ご承知のように、カリフォルニアは學童一人當りの所得が全米で最も高く、かつ公學制度に非常に力を入れている州であります。わけても初級又は自治體大學制度の育成においては、全米をリードしております。けれどもこの州は州立大學の管理ははまだ一本化されておりませんというの、この州にはカリフォルニア大學のほか、主として教育養成を任務とする十の州立大學 State Colleges があり、これらは學者と違つて州教育委員會 State Board of Education によつて管理されてやうからであります。

さて、カリフォルニア大學は民間の創意と、州による制度化と、連邦政府の財政的援助との協力の結果、一八六八年にパークレーに創設せられました。その後、次々に各地に新な施設が附加せられ、現在では北でパークレー、南でロスアンゼルス市の兩市を中心をもつ、八ヶ所の學校と幾つかの農事試験場からなる一大學園となつておるのであります。これらは立地條件も考慮に入れ、二つの中心をなす綜合大學のほか、サンフランシスコには主として醫學關係の大學、デヴィスとリヴァサイドに農學關係の大學、マウント・ハミルトンには天文臺、ラ・ジョラには海洋學研究所と、いろいろに相當な距離を隔てて、立地條件を考えながら各地に散在してあるのであります。

大學の管理にあたるものはカリフォルニア大學統管委員會であります。これは知事・州會議長・州教育長・學長等職權による八人と、知事の任命する十六人の委員より構成されております。この委員會とならんで、統合大學の教育上の政策と計畫の樹立を任務とする大學參議會 Academic Senate があり、學長・副學長・學部長・部長・事務局長・

圖書館長及びすべての教官によつて構成されております。この參議會はまたパークレーを中心とする北部會と、ロスアンゼルスを中心とする南部會とに分れております。參議會の主要事項の決定が統管委員會の承認を要することは、いふまでもありません。

かようにしてカリフォルニア州は公學の比重が相當重く、かつ強大な統合大學を持つてはおりますが、初級大學をしげらくおくとしても州立大學の全體が未だ一つの管理機關のもとにおかれていないということは注意し値するものであります。

大學教育における地域主義 大學教育の計畫と調整は一州内だけでは不十分な場合があります。かような場合隣接する數州が協力をして、その社會的・經濟的・社會的不利を克服する企てがなされております。大學教育の地域計畫 Regional Planning がそれです。しばしば地域主義 Regionalism とも呼ばれているこの傾向は、地方主義 Provincialism とは異なるもので、その地域に特有な偏見や文化的異常性や孤立主義を強化することを目的とするものではなく、かえつてこれらを解消して、精神的に國民的な統合を圖らうとするものと云われております。

それゆゑ、大學教育におけるかような州際的な地域的な努力が、特に南部地域に發達したことは當然であります。すなわち、一九四八年には南部十餘州によつて地域教育協議會が造られ、Regional Council for Education 翌年には南部地域教育統制委員會 Board of Control for Southern Regional Education が出來て實行に着手するに至りました

それは州間の取極めによつて特定の専門學科——ここでは醫科・齒科・獸醫科——に特定數の學校を指定してこれを充實しそれを入學する學生にたいして州が一定金額——例えば醫科齒科は一人一年一千五百ドル、獸醫科は千弗——を納め、學生は普通の授業料以外には、州外學生の特別負擔を免れる、という仕組であります。この計畫は、一方では、専門學科を上記三つのほか、大学院・社會事業・林學等に及ぼし、また共同研究・研究資料の同共管理・教官の交流等の新分野を開拓しようとする傾向をもつとともに、他方では、私學も次第にこの企圖に参加する機運にあるといわれております。なお、この地域的協力の運動は、ロッキー

山地域とニュー・イングランド地域にも實を結んでいるのであります。

以上のような州の間の協力とならんで、特定地域の諸州に存在する大  
學間の協力という形も存在しているのであります。中西部地域の十三  
學の協力による中西部圖書館協會 Mid-west Inter-Library Corporation  
その適例であります。この協會は、カーネギーとロックフェラー兩財大  
團からの寄附を主な基金として、シカゴに圖書館センターを造り、さしは  
あたり官廳出版物・大學案内・教科書・學位論文・外國議會速記録・職  
業及び家庭雜誌類・電話加入者名簿・新聞類等かさ高で利用率の低い文  
獻を整理依存することから發足しております。これは參加諸大學の圖書  
館事業の發達のため、書庫が狭くなり、この文獻資料の置き場所がなく  
なりつつある、という現状に原因してのものであります。そのほか、原  
子物理學の共同研究の施設が二十四大學の協力でテネシー州のオーク・  
リッジに、また北西部地域の五つの州立大學の協力でワシントン州のリ  
ッチランドに、出來ていることも想起すべきであります。

### 大學教育政策と政策主體の強化

(五) アメリカの大學における公學への動向と型態の分化ならびに、  
これらとともに生長して大學間の協力と組織化はアメリカ全土にわたる  
一貫した大學教育上の政策と計畫を要望しており、しかもかような大學  
の政策と計畫は政策主體が確立強化されることなしには不可能でありま  
す。アメリカは自由主義の國であり、わけても、教育においては、私學  
制度と地方分散制度が支配的であつたため、久しく自由主義が基調をな  
しておりました。かような事情のもとに、今日のアメリカでは法制的に  
設定された連邦大學制度というものはなく、また多くの州においても、  
州の監督下にある、效果的に制度化された大學制度というものはいまだ  
存在せぬ、というのが實狀であります。

けれどもさきに誌したようなアメリカ社會の發展は、教育の公共化と  
民主化を強く要請するようになるとともに、総合的な自由放任と弱體の  
教育政策機關の代りに総合的な積極的教育政策と、これを策定し推進す  
るに充分な教育上の政府機關の強化が要望され、かつ次第に實現される

ようになつてきております。尤も、この場合にしても、政府の原則的  
な機能は、この國の傳統に即して、強權によるよりも指導によつて、で  
きるだけ強力な大學制度を發展維持することにあるとされ、したがつて  
その教育政策の基調は、杓子定規よりも弾力性に、畫一性よりも多様性  
に求められていたのであります。

(1) アメリカにおける教育政策とその政府機關が論ぜられるばあい、  
その本來の場が連邦ではなくて州であることが、まず注意されるべきであ  
ります。このことはわが國で、政府と教育との關係を論ずるさい、しばし  
ば米國の連邦政府と教育の關係が引合に持ち出され、その結果例えば連  
邦政府には文部省のような強力な政府機關がないから、日本でも文部省  
は廢止すべきだ」などというような議論のされたことがあることから  
明らかでしょう。しかし、これはとんだ間違ひでありまして、政府と教育  
の本來の關係は、アメリカでは州政府と教育との關係に求むべきであ  
ります。なぜかというに、アメリカ憲法によれば、教育主權は連邦政府  
に委譲されず州政府に残つており、したがつて教育にたいする根本的  
責任は州に存している、と考えられているからであります。かくて各州  
は、州内における初等・中等學校の制度を發達させ、公立大學とその管  
理機關を設け、さらに、私立大學を認可し、自主的機關によるその管理  
を公認しているのであります。

にもかかわらず、いまだ各州内においては大學をも含めて、総合的な  
一貫した教育體制はできていない。すなわち、いくたの州では、教育の  
ことを地方共同社會や大學に委ねて、教育分野における全州にわたる一  
貫した企畫と管理を怠つていようであります。いまその現状を申しま  
すと

(イ) 宗教大學を含めた私立大學に關しては、州は設立認可の基準を定  
め多くのばあい、それに高度の多様性と獨立性を許しております。その  
さい、過度の自由主義が禍して、「博士工場」と仇名されるような學校の  
出來ているところもたしかにあります。しかし、全體としてみれば、州  
公認の私立大學はよくその任務を果しているようであります。

(ロ) 公立大學にたいする州の管理機關には三つの型があります。す

なわち(a)ニューヨーク州を先頭とする五つの州においては、一つの委員會 Board of Regents が初等學校・中等學校・大學を含む教育の全領域に管轄権をもつておりますが、(b)他の多くの州では、大學と初等中等學校が別々の管理機關をもち、(c)さらに他の州では、公立大學の各々、または類似集團の各々に、別々の管理機關があるのであります。過去三十餘年の經驗から、とりわけ(c)におけるような不調整狀態から生じる非常な無駄が認識されてまいり、幾多の州は漸次その大學管理の機關を變えてきております。そしてこの變化はさきの大學制度委員會の「報告書」によれば、次の四つの型に現われております。

(一)各大學の管理は各自の委員會に委ね、唯だ教科課程を承認するだけの調整委員會を造つてゐるもの

(二)各個の大學を管理する別々の委員會を廢止して、すべての大學の管理を擔當する單一の委員會を造つてゐるもの

(三)委員會の決定を各大學で執行してゆく爲の執行職(通常 Chancellorship とよばれる)を委員會に設けてゐるもの

(四)執行職をもつ委員會を設けるが、中央委員會の責任を、調整に直接關連する面の管理だけに限定し、大學の運営のことは各大學の委員會に委せてゐるもの

以上の發展的傾向からも、理解されるように、今日のアメリカの世論は「ヨリ力強い・ヨリよく調整された全州にわたる大學教育計畫」の推進を求めておるようであります。そうしてそれがためには、まず、州の文部省 State Department of Education の強化が必要とされてゐる。そのさき、この文部省が立派な市民からなる民主的な州教育委員會 State Board of Education によつて裏づけられることが望ましく、と云われております。

この文部省の機能は、前記の「報告書」によると行政的なものと勸告的なものとの二つに分たれております。まず行政的機能に關して、大事な點は、文部省が大學認可の申請書を審査する権限を持ち、州はその同意なしには、大學を設立し又は認可してはならない、ということであり、このことは、文部省が大學運営の現状を審査し、必要な警告を與

え、わけても大學の體面をけがすような行動をした學校にたいして、その認可を取消す義務を負うてゐることをも含むのであります。

州文部省が將來推進してゆくことを期待される勸告的な機能として、「報告書」は次の八點を指摘してあります。

(一) 大學教育の種々の分野における州の必要を調査し、種々の大學がこれらの必要に關連して如何なる奉仕をなしているかを記録し、兩者を照合した上で、現在の教育計畫の修正を提言し、又はこれらの必要を満足すべき新計畫を建てるよう指示すること

(二) 大學教育の機會均等が、人種・皮膚の色・性又は宗族の上で否定されている州における諸狀況について絶えず情報を与えておき、これらの不平等を低減し、かつ、遂にはこれを排除するための措置を當局に勸告すること

(三) 經濟的身分ならびに學生の家庭と大學との間の距離に基くハンディキャップを減少する措置を工夫し勸告すること

(四) 州における非凡の才能をもつ青年を検出し、彼らの進學を奨励するための措置を工夫し提言すること

(五) 例え林學・獸醫學・建築學のように、特定の州では經濟的に提供されえない教育の種類にたいする必要を調査し、そして適當數の青年が、その州と他の諸州又は諸大學と結ばれる契約上の取極めのもとでかような種類の教育を受けようとする企畫を提案すること

(六) 全州にわたる大學教育(研究を含む)における計畫を助成し又は管理する連邦諸機關と協力すること

(七) 大學の改善のために活動してゐる任意團體と協力すること

(八) 教育的奉仕の改善をめざす變革と運動を奨励し助長するため、

州内における顯著な事績のあらゆる例證に常に氣を配ること  
以上の述べたところでお解りのように総合的な教育政策とこれを策定實施する政府機關に關しては、終戦におけるわが國の教育革命の動向と米國の教育制度のそれとは、まさに逆行しており、双方それぞれの仕方で在來の偏向を是正することを目指しておるようであります。そうしてまさにわれわれのいま取扱つてゐる問題に關するかぎりには、アメリカも

またわが國に學ぶところが幾多ある筈であります。と同時にわが國においても、アメリカの州教育政策の動向を正しく學ぶならば、中央教育行政の機構は解體又は弱體化されるべきではなく、むしろもちろん民主的な形においてではあるが——保護・強化されるべきものとさえ思われるのであります。

(2)アメリカ大學政策の本來の場は、すでに述べた通りに、州に存するのであります。それかといつてわれわれはこの領野における連邦政府の役割を輕視することは許されません。というのは、最近におけるアメリカ社會の動向は、次第に主權的な諸州の集合體から統一された國家へ、と前進しているようであるからであります。そのことは國務省・國防省を初め内務・司法・農業・商業・勞働などの諸部面において、幾多強大な連邦官省が出來ていることでもわかるのであります。しかるに現在、アメリカでは統一國家の基本をなすところの人間形式の領域すなはち教育の面においては、いまだ全米國に一貫した教育計畫がたてられておらず、これを擔當すべき行政機關も極めて弱體な現狀であります。しかも、それが米國憲法の條章によるものと、考えられておるのでありますから、ここに米國教育制度の上の大きな矛盾と問題とが存在するのであります。

ところで、この問題の當面の解決は、連邦政府と州政府・地方政府・各大學との間に、その分擔する責任に關して適切な均衡を維持すること具體的には、州の責任を縮減する代りに、これを助長し、地方と大學のイニシヤチブを抑壓する代りに育成すること、連邦政府はこれらの二つの要請のワク内でその役割を果すことが求められております。けれども今日のアメリカにおいて、連邦制から統一國家の形成への動向が基本的なものであるとすれば、このような一應の現實的な解決が同時に本質的な解決でありうるかどうかについて、われわれ局外者には幾多の疑問が存することも事實であります。

それはそれとして、現在、連邦政府と米國教育との關係はどうなつてゐるかというに、連邦政府のなかで國民的な教育政策を管掌する機關は大統領直屬の機關である連邦保障廳 Federal Security Agency 内の教育

局 Office of Education であります。この機關は一八六七年に創設されて以來、州を通じての初等・中學諸校の援助・特定大學教育の直接又は間接の助成・州間における不平等な教育状態の均衡化・基本人權の線に沿う州教育政策の是正等々の面で、主として「研究と奉仕と指導」によつて、全國民的な教育計畫に寄與したところは、決して少くないのであります。

けれども、統一國家を裏すけるにたる全國的で積極的な教育政策とこれを策定するにたる強力な連邦教育機關がこの教育局に求められるかという、決してそうとは申されません。何となれば、今日の教育局は一廳内の三つの局のうち、しかも比較的弱體な一局にすぎないし、それに割當てられた國費も極めて少く、そのもつ國民的な權威も決して期待されているほど高いとはいえないからであります。なお、注意すべきことは連邦政府の教育活動は、極めて多岐で——例えば初等中等教育に關しては、十六の省と廳とが數十の下級部局を通じて、それぞれの教育計畫を遂行してゐるようですが——教職廳の活動はそのほんの一部にすぎず、一九四九年の豫算にみれば、教育廳の經費は、連邦が教育に充當している總費用の二%にもならないのであります。

これにひきかえ、全國的かつ積極的な教育計畫とその效果的な實現にたいする要望は、最近急速に高まつています。そうしてそれは第一に、近來教育局の擔當してきた機能を強化・擴大して(1)州との、わけでも非凡才能者の簇出と援助・育英制度・大學教育に關する統計及び情報の蒐集配布等における協同、(2)包括的な教育研究計畫の助成、(3)有誠職業における需給關係の調査等による専門教育受了者の就職援助、(4)州間および州内における大學教育機會均等の確保、(5)大學教育の國際的責務、わけでもユネスコ教育計畫の遂行助成等々を推し進めてゆかねばなりません。第二に教育局は、多岐に分れてゐる連邦の教育活動を、できるだけ統一し、それができないものについてはそれらの間に均衡と調整をはかることによつて全活動を合理的、效果的ならしめる任務を負うべきであります。

全國的で、積極的かつ效果的な教育政策の要望とこれに對應する連邦教

育機關の弱體化現狀ということが、私のみるどころでは、アメリカ教育の大きな悩みでありまして、アメリカの教育界の大勢とこれを支持する世論は、連邦教育局の質的・量的な強化によつてこの矛盾を解決しようとしておるようであります。

この改革の方法は、第一に教育局を昇格し、國務省・商務省などとならぶ一つ省、または教育の特殊性にかんがみこれと同等の權威をもつ獨立の機關とすることであります。そうしてこの昇格によつて連邦政府内における教育活動の重要性と權威とを、さらにそれに應じた財政的支持を得ようとするのであります。このことが、現在連邦保障廳における保健局・福祉局との寄合ひ世帯に伴う缺陷の克服を意味しているのは申すまでもありません。

第二に、この教育機關が省となるばあいにも、獨立機關となるばあいにも黨派を超えて公正な方法で造られた全國教育委員會 National Board of Education によつて援護されねばならぬのであります。この主張は、教育が超黨派的な國民的な奉仕であるという理由から、この強化された連邦の教育機關は、政府によつて特定政黨の政治目的に利用されるようなことがあつてはならない、という考慮から發しているのであります。したがつてこの委員の任期も國の教育政策に安定性を與えるだけ長期のもの例えば一〇—十二年であることが要請されております。

第三に、連邦教育機關の活動は、アメリカの憲法に則つて、直接管理的な活動ではなく、主として「研究と奉仕と指導」の性格をもつべきであるとされております。そしてこの反面は、教育の責任とイニシヤチブは州と地方と大學に存すべきであつて、連邦教育機關の主な任務はこれらのイニシヤチブと責任に奉仕し、これを助成するにあるという主張であります。尤も、局外者としての私のみるところでは、アメリカの統一國家への動向は、やがて連邦教育活動に課せられたこの制限を緩和し、必要な場合には、連邦教育機關の均衡をえた管理的な機能も認められ、かようにして初めて、全國にわたる基本的教育活動における統合と有効性が促進されることとなるのではありますまいか。

幾多の缺陷をもつアメリカ教育制度の現狀をではなく、その動向を學

んできたものは、文部省廢止論や厚生省との併合論とは凡そ反對の結論を出すべきでありますし、わけても文部行政の黨派化にたいするアメリカ教育者の非常な警戒にこそ、最も多くの關心が拂わるべきだと私は考へていたのであります。

以上で私の課題をめぐつての所見の概要を申述べました。そのほか、學問の自由・教授の任免・學生補導などについても、いろいろ見聞してまいりましたが、それは他の機會にゆずつて、今日はこれで私の報告を終りたい 存じます。

(本稿は昨年六月二十日国立大学協会第三回總會の席上で行つた報告の草稿に補正を加えたものである)

# 國際大學協會の本部を訪うの記

菊池勇夫

一九五一年九月二十日から二十四日まで、南フランスのニースにある地中海大學會館で國際大學教授協會（IAUPL）の第六回總會が開催され、私はこの會議に一人の代表として出席した。この同じ場所に、前年十二月に世界の大學管理者の代表が會合して、國際大學協會（IAU）を創立する第一回會議を催した。それは、これに先立つて一九四八年にオランダのユトレヒトで豫備會議を行つた上で催されたものである。この國際大學會議にも、日本から都立大學の柴田學長、東京大學の横田（當時の）法學部長、九州大學の伊藤理學部長、それに私立大學協會の米田氏等が代表として出席された。國際大學協會の會長には、パリ大學のサライ總長が推薦され、ケンブリッジ大學のロバーツ總長が副會長となつた。この協會は、ユネスコの援助の下に出來上つて來たのであつて本部たる國際大學事務局（IUB）もパリのユネスコ本部に隣接する別館の中に開設されたのである。一九四八年のユトレヒト會議から一九五〇年のニース會議まではランペール博士が事務局長の役割を務めていたが、その後ギル博士が事務局長となつた。私の出席したIAUPL總會にはIUBからギル局長がオブザーバーとして出席していた。會議の議題は「大學の自由」「大學教師の地位」「産業における研究と、大學における研究との關係」の三つで、いずれも大學に關する全體的問題を採り上げていたから、この點ではIAUの問題とする所と重複するものであつたのである。大學教授會議の終了後、私はしばらくの間パリに滞在することとなつたので、IUBを訪ねてかねて懸案となつてゐる入會の件につき了解を得ておくとともに、また機會を得てIAUのサライ會長に會い協會に關する話を聞きたいと思つてゐた。

まず十月四日の午前に、IUBでギル局長と一時間餘りに亘つて色々

な話をする事ができた。その事務局は、やや廣い事務室とホテルの一人部屋位の極めて簡素な局長室との二つだけがすべてのようであつた。廣い方の部屋には男女の職員が數人机をならべて執務してゐた。ギル局長の話によれば、その年の春、ケンブリッジで開かれた理事會では會員とする大學資格のこと、會費の基準、（註一）その他協會としての事業計畫などを討議し、さし當り會員として招請する各國の大學を選定したといふことである。

日本については取敢えず、ニース會議に代表を送つた東京大學、九州大學及び都立大學に加入資格を認めて入會の招請狀が發送されたのである。然るに私が訪問した時にはこれら三大學はいずれも未だ入會手續をしてゐなかつた。それで私からは、現在の日本において會費の支拂に當つて外貨獲得の許可をうるにつき手續上の困難のあること、また國立大學の場合は大學豫算の中に國際的團體の會費を計上することがはじめての例となるため思ふようにはかどらずに今日に至つてゐる事情などを述べておいた。ギル局長からは、協會としては既に日本の三大學に招請狀を出してゐるのであるから、一日も早く會費を納めて、會手續をするよう希望する旨、重ねて話があつた。また會員となつてゐる各國の大學は如何程あるかを尋ねたら、最近までに手續を終つた大學を調べた上で私の宿まで知らせてくれると言ふことであつた。

數日後、郵送してくれた表によれば會員たる大學は一九五一年十月三日現在で、三十四ヶ國にわたり、九十七校となつてゐる（註二）。なお私から日本には前記三大學と同等な國立、私立の諸大學があることをあげて、これらの大學が將來會員となることが望ましいと述べておいた。

IAUの事業計畫としては、先ず世界各國の大學を網羅した年鑑（ダイレクトリー）を出版することとした。従來米國で出版されてゐる米國大學年鑑と米國を除く外國大學年鑑を承繼いで、ユネスコの援助の下に世界大學年鑑を發行するものである。これがためIUBでは各國の大學に對し最近の訂正した資料を送る様に求めてゐると言ふ事であつた。日本の大學については私立大學年鑑の最新版がとゞいてゐて、書記がそれを持つて來て見せてくれた。國立大學に就ても同様な資料が欲しいと言

うことであつたから私の持参していた文部省の資料を見せて今後そのよ  
うな資料を集める便宜について話し合つた。次に年鑑作製と関連して各  
國の大學の現状を調査し、常にアツプツデーの資料を整備する方針  
であると言ふことであつた。これによつて、協會の協議議題の重要な  
一であるところの大學基準の問題のために正確な資料の整備が續けられ  
ることになるのである。ついでながら一九五〇年の第一回國際大學會議  
の記録のことを尋ねたら、ようやくフランス語の原稿が整理されたから  
これの英文が出来しだい近く出版する見込だが、なかなか時間がかかる  
ものだとつていた。

私はかねて疑問に思つていたIAUPLとIAUとの關係についてき  
いて見た。つまり大學全體を問題とするIAUPLが第二次大戰前にお  
ける「國際大學會議」(International University Conference)の事業を引  
き繼いで毎年會議を開くようになってゐるのに、何故にこれと別箇に、  
IAUを設けたかと言ふ點である。ギル局長は自分がIUBが出来た後  
に局長として協會の仕事をするようになったので設立當初の事情を審か  
にしないが、恐らくユネスコが教育面の重要な事業として高等教育機關  
の國際的連絡を企圖するに當り、既にユネスコ以前から獨自の組織を以  
つて活動しているIAUPLを利用することには困難な事項があつたた  
めに、云わばこれを避けて新規にIAUを創立する事に力を盡したのだ  
らうと云つていた。IAUに於ては、大學そのものが會員であり、會議  
には大學の管理者が出席するのであるから、何某大學代表と言ふのが適  
當であるが、IAUPLの場合は、各國において加盟してゐる大學教授  
團體がそれぞれ各國支部としてその支部代表を出席させ、また個々の會  
員たる大學教授或いは招請を受けた大學の教授が出席するのである。と  
ころが先頃のニース總會に参加した教授達のリストには、それぞれ所屬  
する大學を代表すると記されていたので、ギル氏はこれについていささ  
かおかしきことではないかなどとも云つていた。

IUBの任務として規約第二十條に列擧されてゐる中には「學生と教  
師の交流を促進するための機構を設定する」ことが擧げられてゐる。こ  
の點については、エネスコ教育局の高等教育課及び人事交流課の事業と

関連するわけである。十月五日には、ユネスコ本部で高等教育課のベレ  
ーラデク博士と會見した。ベ博士はニース會議にユネスコを代表して出  
席し、トレス・ボデット事務總長の代理として開會式の祝辭を述べた人  
であり、會議中いろいろの機会に話し合つて懇意になつてゐた。ユネス  
コの今年度の事業の中に、大學教授の交流計畫の一つとして數名の教授  
からなる講師團を派遣して、長期にわたる講座を開く具體的な試みを着  
手する事にしたと言つてゐた。その際ベ博士との間に、IAUPLとI  
AUとの關係について話が出たが、兩者が別個のものとして並立してい  
る點については、IAUPLの方が大學教授の獨立した協會として全然  
各國の方針により拘束をうけないという精神をもつてゐるから、各國を  
構成員とするユネスコによつて左右されたくないと言ふ意味合いも多少  
認められるので、ユネスコのIAUが別に設立されることになつた理  
由の一つがそのようなところにもあると見てゐるようであつた。

IAUの會長であるパリ大學のサライ總長には、十月二十四日の午前  
に、總長室を訪ねて面會し、大學の問題についてパリ大學の現状を聞い  
た。またIAUについては、ほぼ先のギル局長と同様な話を述べてい  
た。なお會長の抱負として、IAUの事業を、第一に現にやつてゐる年  
鑑の發行並びにその基礎となる各國大學の調査、第二に、教授及び學生  
の交流の基礎となるような大學相互の友誼關係の増進、更に第三として  
將來各國大學の共同の意見を世界に向つて發表するようなどころまで進  
めて行きたいと述べていた。

ところで、IAUの總會は「すくなくとも五年毎に開く」(規約第十  
條)となつてゐる。その間は、専ら毎年一回以上開かれる理事會に委さ  
れてゐるので、廣く各國代表の會合する機會は少なすぎると言ふ批評が  
出てくるわけである。この點は、規約を定める第一回總會の際、横田教  
授から三年説を提案し、サライ總長等もこれに賛意を表してゐたのであ  
るが、英國の大學代表等がごぞつて五年説を主張し、五年説に落着いた  
ものであつた。これと對照的なのが、年々活潑な總會を開催するIAU  
PLである。

IAUとIAUPLとの關係については、今回のニース會議に先立つ

て、兩協會とユネスコから委員を出して非公式な會談を行った結果、次のような申合せがまとまり、これがIAUPLのニース總會後の中央評議會に提出されて承認された。

「IAU（及びIUB、以下の場合もおなじ）とIAUPLとはそれぞれ出版物を交換すること。」

2 IAUとIAUPLは相互に總會に一名のオブザーバーを派遣するようにならざることを。このオブザーバーは議長に招請により總會の集會において發言できるが、表決はしないこと。

3 IAUとIAUPLは相互にその採擇した決議を情報討論、あるいは示唆を受けて行なう活動に資するために通知すること、ならびに將來の事業についての計畫をも亦、互いにその重複を避けるためこれを通知し合うことを慣例とする。

4 各協會は自協會の會員に他協會の活動のニュースを與えることを慣例とすること。

5 關係團體にとつて適當な場合に、相互に利害關係のある問題の研究のため合同協議委員（Joint Committees）を任命することが考慮されること。」

先にも述べたようにIAUの方は實際には理事會と常設のIUBが活動の中心となる。他方IAUPLが毎年の總會で決議した諸提案も、IAU（IUBを含む）に通達されて、各國の大學や文教當局で實現するように協力してもらうことになるのである。

日本の諸大學がIAUに加入することは、たとえ直接これという目に見える利益がないとしても、この協會の目的が「すべての國の大學及び同様な高等教育機關の間ならびに一般に高等教育の分野における機關の間に、國際的水準における協力の中心を設けること」にあるのだから、加入を促進して總會に代表を送るだけでなく理事會にも理事を出すようにし、國際的協力の實をあげることにしたいものだと考える。

（註一）會員の資格については、規約の第三條及び第四條に定められ  
てゐる。

會費は四段階に分け、その決定は會員たる機關の正規學生の數を

考慮に入れ、理事會によつて金額を決定することになつてゐる。  
（規約第五條）これに基いて次のように決定された。

學生 一、〇〇〇以下……………一〇〇ドル  
一、〇〇〇から五、〇〇〇まで……………一五〇ドル  
五、〇〇〇から一〇、〇〇〇まで……………二五〇ドル  
一〇、〇〇〇以上……………三〇〇ドル  
（註二）國際大學協會の會員たる高等教育機關は、一九五一年一〇月三日現在で、次のようになつてゐる。

# MEMBERS OF THE INTERNATIONAL ASSOCIATION OF UNIVERSITIES

(3. 10. 51)

<b>BELGIUM</b>	Faculté Polytechnique de Mons Université Libre de Bruxelles	<b>ITALY</b>	University of Genoa University of Milan Catholic University of the Sacre Coeur of Milan University of Padova University of Turin Polytechnic Institute of Milan
<b>BRAZIL</b>	Universidad de Recife	<b>MEXICO</b>	Universidad Nacional de Mexico
<b>BURMA</b>	University of Rangoon	<b>NETHERLANDS</b>	University of Amsterdam Free University of Amsterdam University of Leiden University of Nijmegen University of Utrecht
<b>CANADA</b>	McGill University University of Laval University of Saskatchewan	<b>NEW ZEALAND</b>	University of New Zealand
<b>CHILI</b>	Universidad de Chile Universidad de Concepcion	<b>NORWAY</b>	University of Oslo University of Bergen
<b>DENMARK</b>	University of Copenhagen University of Aarhus Royal Veterinary College Technical University of Denmark	<b>PAKISTAN</b>	University of Dacca
<b>EIRE</b>	University of Dublin	<b>PHILIPPINES</b>	Philippine Women's University University of Manila National University Manila University of the East Silliman University
<b>FINLAND</b>	University of Helsinki	<b>SAAR</b>	University of the Saar
<b>FRANCE</b>	Université de Caen Institut Catholique de Lille Institut Catholique de Lyon Institut Catholique de l'Ouest Institut Catholique de Paris Université de Lyon Université de Nancy Université d'Alger Université de Paris Université de Rennes Université de Strasbourg Université de Toulouse Institut Catholique de Toulouse Université de Poitiers Université de Montpellier	<b>SPAIN</b>	Universidad de Barcelona
<b>GERMANY</b>	Technische Hochschule Berlin Technische Hochschule München Universität Marburg Freie Universität Berlin	<b>SWEDEN</b>	University of Uppsala
<b>GREAT BRITAIN</b>	University of Birmingham University of Bristol University of Durham University of Glasgow University of London University of Manchester University of Oxford University of Sheffield Queens University Belfast University of Reading University of Cambridge	<b>SWITZERLAND</b>	Université de Bale Université de Genève Université de Neuchatel Université de Fribourg Ecole Polytechnique Federale Zurich
<b>HONDURAS</b>	Universidad de Honduras	<b>SYRIA</b>	Université Syrienne de Damas
<b>INDIA</b>	University of Bombay	<b>TURKEY</b>	University of Istanbul
<b>IRAN</b>	University of Teheran	<b>UNION OF SOUTH AFRICA</b>	University of Cape Town
<b>ISRAEL</b>	The Hebrew University of Jerusalem	<b>UNITED STATES</b>	Brown University California Institute of Tech- nology University of California University of Chicago Fordham University Howard University Indiana University Stanford University Washington University Vanderbilt University
		<b>URUGUAY</b>	Universidad de la Republica
		<b>VATICAN</b>	Universite Pontificale Grego- rienne
		<b>VIET NAM</b>	Université d'Hanoi
		<b>YUGOSLAVIA</b>	University of Ljubljana University of Zagreb

# 一、事業報告

## 1、役員會 (昭和二十六年二月十日) 午前十時—午後四時

東京大學大講堂南側會議室において開催

出席者 南原會長、各理事(京大、九大缺) 監事(一橋大缺)

(廣島、千葉、名古屋、徳島大學は代理) 愛知學藝、大

分、愛媛、東京水産大學長

文部省 稻田局長、春山課長

南原會長挨拶の後

(一) 警察豫備隊設置に伴う國立大學の諸施設校舍等に對する影響

(二) 大學の地方移讓問題について、提案

第一項については、東京水産大學が最も影響を受けている旨の詳細説明があり、愛媛大、徳島大、愛知學藝大、金澤大もそれぞれ大小の影響を受けている旨説明があつた。この對策としては

一、保管轉換が未了の向は、完了を早くすること

二、元の軍施設を原則として確保して行きたい

一、融通可能なものについては、相互協定で行きたい

一、東京水産の如く、接收されたものは、速かに返還してもらふ

一、將來を豫想して、本來大學の所有施設は、接收されないように措置する

置する

一、本協會としては、文部省、大藏省、CIEに交渉する

一、各大學は、その都度、文部省と協會に至急報告すること

第二項は、地方財政委員會議で、國立大學を都、道、府、縣に移讓するといふのであるが、國立大學は既に統合済みであるから、それは不可能である。従つて地方移讓強制はないと思ふ旨の説明があつた。

右を以て午前中の會議を終り午後一時再開

(一) 學士號の稱號につきて

(一) 新制大學への編入學につきて

協議した結果、第一項は大體現存のものに若干を加える線に沿つて、關係當局に意見書を作つて提出することにした(彙報参照)

第二項についても種々の意見が出たが、少くとも三年在學させることが望ましい。尙舊制高等師範學校の卒業者については、特にその學校を包括する大學の教員養成を主たる目的とする學部に編入學させる場合には二年在學を認めることとした(彙報参照)

## 2、役員會 (昭和二十六年五月十九日(土))

東京大學大講堂南側會議室において開催

出席者 會長、各理事(京大、金澤大、名古屋大缺) 監事(一

橋大缺) 第二、三、四常置委員會委員長

文部省 稻田局長、春山課長

(一) 南原會長から開會の挨拶の後、第三回總會の日程(六月十九日及び二十日、日本學術會議で開催)を提案可決。

尙、六月十八日には、同所で文部省主催の大學長會議が豫定されていることを附言された。

(二) 報告事項

(一) 會長から二月十日の役員會において協議された警察豫備隊設置に伴う大學教育施設への影響、及び國立大學地方移讓のことについてそれぞれ當局に對して、この協議の趣旨に基いて善處されるよう諒解を求め、又「學士號」については、現行の學士號を骨子として若干追加の餘地を持つ案を回答したこと、及び高等師範や専門學校卒業生などの新制大學編入の問題については、第一常置委員會委員長において本省とも打合せた後、各大學にその方針を通知したこと。尙、第一常置委員會としては、各新制大學各學部の學科課程のあり方について調査研究を進めるため、その資料の提出方を各大學に依頼したことなどの報告があつた

(二) 第二常置委員會委員長から、本委員會に専門委員及び小委員を委嘱して調査研究した経過と、結論的には「學生健康保險組合は、政府の共済組合と同様強制加入制とし、費用は國庫と學生の半額負擔、全額

給付としてはどうかと思つてゐる」こと、及び寄宿料については、學生に與える心理的影響を與え、一應値上を見合せることを具申しておいた旨の報告があつた。なおI・F・E・L實施について種々意見の交換があつた。文部省から、大學管理法案等についての見通しについて説明があつた。

(3) 會長から、大學設置審議會委員として、木下東京學藝大、新開埼玉大、富山横濱國立大、糸魚川和歌山大の各學長を推薦したこと、教員職階制委員會のことについての経過、並びに第二回總會の決議事項である教職員の待遇改善、新舊制大學卒業生の初任給差別撤廢、及び大學豫算のことについてそれぞれ努力していること、及びユネスコ加入、國際大學協會への参加に付ては、目下特別の資料がない旨の報告があつた

### (三) 協議事項

(1) 會長から、第三回總會における議題として、教育制度、特に大學教育の内容の問題、その他文部省への要望事項等につき諮り討議され尙副會長から米國における大學相互協力の實情、教授停年制などについて報告講演を豫定することを諮られ諒承された。

(2) 東大内に、アメリカ研究セミナー(四週間ほどの期間)があり定員百名ばかりだが、希望者の派遣について配慮方を希望した。

(3) 昭和二十五年年度決算を上程、異議なく承認し、更に昭和二十六年年度豫算案について説明、理事會費を役員會費と訂正することとして承認された。六時會議終了

以上

## 3、第三回總會

日時 昭和二十六年六月十九日、二十日の兩日

場所 日本學術會議講堂

出席者 國立大學長全員

代理出席……帶廣畜産、宇都宮、東京水産、京都大學長

文部省 稻田大學學術局長、春山大學課長

總會第一日六月十九日(火曜日)午前九時半

南原會長(議長)司會の下に開會。開會の挨拶あつて後

### (一) 報告

(一) 第二回總會における決議事項……教職員の待遇改善、新舊大學卒業生の初任給差の撤廢及び大學の豫算措置……等はそれぞれ關係當局に要望し或る程度の実現を見たこと

(二) 二月十日及び五月十九日の二回、東大大講堂南側會議室において、本協會役員會を開催

(イ) 警察豫備隊と教育施設の接收について (ロ) 國立大學の地方移讓について (ハ) 學士號について (ニ) 高師、専門學校等卒業生の大學編入學について (ホ) 新制大學各學部の學科課程と修得單位について

等につき協議の結果

(イ)、(ロ)、はそれぞれ遺漏なく對處方を當局に要望し。(ハ)、(ニ)については既に各大學にお知らせして置いた通り措置し(ホ)については目下各大學の協力の下に調査中であることの報告があつた。次に

第一常置委員會戸田委員長より

(三) 新制大學における學科課程その他の調査研究について

新制大學各學部の學科課程は、日本的にそして根本的に改變する必要がある。大學基準協會の指令とは必ずしも一致しないから今後なお研究の餘地があるのでこれを實行したいとの報告あり、次に

第二常置委員會鈴木委員長より

(四) 厚生補導について

本委員會は九人の専門委員を委嘱し、今日までに六回の専門委員の會同を行い、なお、更に五人の小委員を委嘱し、十回の小委員の會同を行い、主として學生の健康保險、寄宿舎、情報交換の問題を研究し、健康保險については、試案を得るにいたつたが、將來各大學にも調査を願ひ立法化(學生健康保險組合法)するなど又出来ない場合の大學内における施行方法などについて考究をつづけた。

大藏省に、調査費を出してくれるとの噂もあるので協會名で調査費用を請求して見たい。寄宿料値上げについては年々の値上げとなるので今

年は延期を申請して置いた。しかしこれと同時に寄宿料の適正化をはかる必要がある。学生の指導要録、学生の身體検査費用の増額を協會としてこれを請求したい旨の報告があつた。

## (2) 議 事

(一) 大學の自治と責任  
情報交換は素より大切であるが、學生運動、平和運動、反戰運動などと、警察との關係については、大學がその對策と方針を確立して、嚴然たる態度でこれに對處し、學園の自治と自由を責任をもつて確保すべきであると意見一致

## (二) 學生の厚生輔導

學生の健康を保險制度によつて増進させ、學生の趣味娛樂は、ネガチーヴでなく、ポジチーヴに指導し、大學相互間よく連絡することに決定

## (三) 修得單位

大學課程卒業に必要な一二四單位は劃一的のものであつてはいけな。特殊な専門的課程においては、修得單位に伸縮性を持たせ、過重輕に陥らないようにする。本件は更に研究してから決定する

會長。これらの問題を根本的に研究するため第一常置委員會において、専門委員を委嘱し運営したらよいと思う。

(四) 大學の一般教養における部長は學部長として認めるかの質問に對し

文部省。認めない方針である。

(五) 新制大學の入學試験科目別とその内容程度(難易)は、各大學の自由に任せていただきたい。という希望に對し

文部省。新制高等學校側からの要望もあるので、大學側の自由に全面的に一任という姿にはならない。

(六) 大學教育に要する豫算中には極めて不充分のものがあるから、その必要性の根據を徹底的に主張し理解を求めて増額實現のため努力されたい。との希望があつた。

## (3) 會計報告

(一) 昭和二十五年決算(別紙プリント)

(二) 昭和二十六年度豫算案(別紙プリント)について説明、異議なく可決採擇された。

——午 後——

なお午後は第一、二、三、四、常置委員會を、別室にてそれぞれ開催當面の諸問題について附議檢討

總會第二日

六月二十日(水曜日)九時半

南原會長司會の下に再開、挨拶の後、會長指名に依り、第一、二、三、四常置委員會各委員長から課題につき次の如く報告があつた。

第一常置委員會 戸田委員長

(一) 單位については、一時間の講義に對して二時間の教室外學習を必要とする點につき、協議の結果、教室外學習を幾分教室内で補うことを大學に任せる。

(二) 一般教養に對する人文十二單位、社會十二單位、自然十二單位體育四單位、並びに専門教育八十四單位合計百二十四單位以上という現在の單位數の割當方法等については、なお檢討の餘地があるというので協議を兼ねたが結論に到達しないので専門委員會を設けて、今後充分檢討する。

(三) 大學の入學試験科目及び方法に關して、高等學校教育に對して大學側からも適當な方法で履習科目について何等か要求する手段を講ずる。

(四) 以上の點を更に研究するため左の専門委員會を設ける。

第一、學科課程委員會

第二、高等學校教育と大學教育との連絡委員會

第三、學内組織研究委員會(特に學藝學部について)

右に對して次のような希望意見が發表された。

(イ) 一二四單位は最低であり、又最高であつて、基準を示したものでから、大學で裁量してもよいと考える。

(ロ) 一時間の講義とは五十分の講義と解してよいか。

第二常置委員會 鈴木委員長

「學生の健康保險について」と題するプリント配付

(一) 學生の健康保險については、大藏省方面でもその必要性を認め  
ているようであるから、文部省を通じて本協會名を以て、これに要する  
豫算を申請する。

(二) 寄宿舎は大學教育施設の一環と認め、現在の如き不十分なる施  
設を今後改善充實する。

(三) 文部省は本協會と連絡をよくし、各大學に對し速かに情報を流  
されたい。情報は單なる反共、反動的ニュースではなく、情報が大學を  
拘束するとの誤解を招かないことにする。

尙、學生の健康保險について詳細に互り説明があり、質疑應答が行わ  
れた。

立案の條件としては、現在次の如く考えられる。

### A 案

組織 國家公務員共済組合のようなものにする。即ち中央に本部  
専任職員若干名を、各大學に支部、事務擔當者をおき、給  
付は支部の収入を考慮しつつ全國的規模によつて行う。

經費の負擔、學生、國庫、各半額負擔

給付 齒科を除く全額給付

収入 假に二、四〇〇圓と見て學生年間一、二〇〇圓(月額一〇  
圓) 國庫補助一億八千萬圓(學生數十五萬人) 外に事務費  
診療所 自己診療機關又は國公立病院もしくは特に指定された診療  
機關

### 第三常置委員會 小池委員長

本委員會の研究事項は大體會報第一號に掲載されている。

(一) 旅費の増額(物件費の一部を旅費とすることも考慮する)  
(二) 教官の養成(新制大學の教官補充について大學院を持つ有力大  
學においては十分考慮する)

(三) 内地研究員(内地留學)について。

1 内地研究員の制度を整備充實すること。

例えば、受入れる大學には研究用諸費を増額すること。

2 研究員の手當を現在の倍額位に増加すること。

3 研究員の數を現在よりも増加すること。

(四) 在外研究員の増加と外人教師の交換を勵行すること。

(五) 機械機具の大學相互間における移讓を活用すること(大學間  
において、一〇〇萬圓で賣り、七〇萬圓で買うことの出来る如き措置をと  
ること)

(六) 圖書の保管轉換についてもカタログを整備して前項同様の措置  
をとること。

(七) 敷地建物の保管轉換を文部省に申請すること。

第四常置委員會 澤田委員長

(一) 協會から各常置委員會に對し調査研究費として各十萬圓を支出  
された。

(二) 兼任教授に對し、旅費を増額支給された。

(三) 各大學の厚生補導に關する豫算を増額された。

(四) 戰災大學施設の復興は、平均して三〇%に過ぎない貧弱さであ  
るから、完全復興のため特段の考慮を要望する。

以上の中、(一)、(三)、(四)項は、協會の名において政府當局に要求  
した。

(五) 新制大學の向上のため、都、道、府、縣知事、市長等地方長官  
に對し、前年と同様、協會名を以て、財政的援助方を懇請依頼すること。  
なお、次の如き意見希望が交換された。

1 電力値上問題が當今叫ばれているが、大學の豫算にも關係があ  
るから善處して欲しい。

2 文部省關係豫算が國家全體の豫算額の何%に相當しているかを  
検討し、希望的豫算としてでなく、本當に必須豫算として、議  
會に對しても最も強力に要請されたい。

3 旅費や、厚生補導費は是非増額を要望する。

4 大學定員整理の聲があるが、これは慎重を要することであり、  
大學病院の定員など特段の考慮が必要である。

以上を以つて、議事を終了、引續き森戸副會長の渡米視察講演が行わ

れ、次いで南原會長の閉會の辭があり、散會。(十二時半)

#### 4、役員會 (昭和二十六年十月六日)

東大、大講堂南側會議室

出席者 南原會長、各役員 (副會長、一橋大、京都大、金澤

大、熊本大缺席)

文部省 日高次官、稻田局長、春山課長

會長から開會の挨拶の後、

問題となつてゐる行政整理に關して、文部當局からの説明を求め、日高次官から次の如き説明があつた。

(1) 政令改正諮問委員會は去る六月頃から調査研究に従事中のところ、去る八月十四日に答申案が出来、行政整理案が出来た。

(2) この案に依ると、國立大學及び高等學校の全職員四八・〇六三人の中から四・一一二人を整理するというのであるが、文部省としては、二・九〇七人に軽減したいと考えてゐる。

(3) 整理の百分率は全體として八・五六%となつてゐるが、文部省關係の整理百分率は、七・八八%であつて、他省と比較すると割合に輕い。

(4) この整理案に依ると  
教官一〇%、事務職員二〇%、現業員船員等五%その他二〇%となつてゐるが、更に検討の餘地があると思ふ。

(5) 現在、整理對象外として取扱うよう要求してゐるのは大學院をおく大學、附置研究所、附屬病院、教員養成の學校及びその附屬學校等である。

(6) 本省としては、六・三・三・四年制度の原則を保持し、今回の行政整理についても、他との關係もあるけれども、出来る限り軽減したい方針を以つて善處する。

右説明の後、各役員から質疑應答が行われ、本協會としては、各地區ブロック別に、この行政整理案内示に基いて、至急會議を開催して研究することとした。(午後四時半散會)

#### 5、關東地區大學長會議

日時 十月十三日(土)午後一時半↓五時

場所 東大、大講堂南側會議室

出席者 會長及關東地區各大學長(東京工業大、東京外語大缺席)茨城大、宇都宮大、東京教育大、東京藝術大、代理)

南原會長から開會の挨拶の後

去る十月六日開催の役員會席上における日高文部次官の内示に基いて今回の行政整理案について詳細報告

本問題について協議検討し、近く開催豫定の第四回總會にかけて、成案を得ることとした。次いで

「政令改正諮問委員會の教育制度の改革に關する答申」について、同委員會委員一橋大學長から

六・三・三・四學制は原則的に認めるが、新制大學現制度は、職業教育、實業教育が閑却されてゐる缺陷があるからいわゆる「専修大學」制を新設するという案について詳細説明があつた。(彙報参照)

會長から、六・三・三・四制度は堅持することとし、今後の改革は教育内容の運営のよろしきを得て、所期の目的を達成することが出来る旨の意見を述べられ、このことについても、近く開催の第四回總會において成案を得ることとした。(午後五時散會)

#### 6、役員會 (昭和二十六年十月三十一日)

日時 十月三十一日午後一時半↓五時

場所 東大、大講堂南側會議室

出席者 南原會長、各役員

文部省 稻田局長、春山課長

南原會長から開會の挨拶の後

去る十月六日開催の役員會の経過報告があり、次いで、一橋大學長山委員から

政令改正諮問委員會の「教育制度の改革に關する答申」

について、次の通り基本方針と具體的措置について述べられ、十一月十六日に最後案が出来る豫定である旨を附言された。

#### 第一、學校制度

一、學校體系の原則、二、學校體系の例外（専修大學など）

三、現存學校の再編成

#### 第二、教科内容及び教科書

#### 第三、教育行、財政

一、地方教育行政 二、大學行政 三、文部省の附屬行政機關

#### 第四、教員

以上について、詳細に説明された。（彙報参照）

これに對し、質疑應答協議が行われたが、協會としての結論的成案は第四回總會にかけてから作成することとした。次に、第一常置委員會議長から、同委員會議の調査研究事項について説明があり（午後五時散會）

## 7、第四回總會

日時 昭和二十六年十一月二十二日（木）二十三日（金）

場所 日本學術會議

出席者 大學長、全員。代理出席、一橋、大阪、茨城、東京

藝術、三重、京都、愛知學藝、七大學

文部省 稻田局長、春山課長、

#### 一、議事（第一日）

（總會……午前十時開會）

南原會長挨拶の後、政令諮問委員會答申の學制改革案、今次の行政整理、高等學校側における履修學科目及び單位に對する要望、學生の健康保險、並びに大學財政に關し、第一、第二、第四常置委員長から、それぞれ報告があり、これに對し質疑應答及び討論が行われたがその際會長から政令諮問委員會の學制改革答申は

六・三・三・四年制度の原則を認めている點及び「専修大學」等に關する事項は現行教育制度の運用如何によつて、所期の目的は達成し得べき點を指摘され、新學制發足早々の今日これが取扱いは、慎重を期すべ

き旨の意見を發表され、以上の事案は、それぞれ關係の常置委員會議に附託、審議することとして、午前中の會議を終つた。

（各常置委員會議……午後一時から開會）

#### 1、第一常置委員會議

委員長から、去る七月三十日附國大協庶第三一號を以て各大學長宛に送付しておいた「第一常置委員會議の行事について（中間報告）」を説明し大體この線に沿つて進行することとなつた。

次いで、お茶の水女子大學長から、本委員會第二分科專門委員が六回に亘つて調査研究した資料に基づき、十一月二十日作成の

一、高等學校學科目要望度調査表（提出カード數に對する百分比）

二、高等學校學科目要望度調査表の附表

三、高等學校學科目要望度調査表の附表（グラフ）

の三表について詳細説明し、次の通り決定した。

高等學校教育と大學教育との連絡改善に關する件

一 高等學校における學科目履修についての第一常置委員會議作製の「國立大學志望者修學指導要項」を今年度中に全國高等學校に周知せしめ適切な指導を期する。

二 大學入學試験實施方法については右要項の趣旨に沿ひ適當な選抜が出来るよう必要限度の處置を講ずる。

以上二件についての一切の處置を第一常置委員會議に一任する。以上因に右第二項の實施は二年又は三年後の見込みである旨を説明された。次に、政令改正諮問委員會の「教育制度の改革に關する答申」について審議し、第二日の總會にかけて、文部大臣宛に報告することとした。なお、副會長から、國語では一般的に抽象的に「職業教育」といつてゐるが、大學の職業教育は、プロフェツショナル、エヂュケーションであつて、ヴォカシーショナル、エヂュケーションではない。大學は高度の有識職業教育を授けるので、昔日の如き中等的實務的職業教育の場所ではないとの意見を強調された。

#### 2、第二常置委員會議

委員長渡米中のため、山梨大學長が代理され、學生の健康保險制度實

現のためには、學生の罹病率、受診度数、治療費、病種、齒科を枠内とするか否か、學生の負擔程度及び國庫補助等、非常に専門的な複雑な諸問題があるので、去る十月から東京大學を煩わして、現在、同大學厚生部と緊密な連絡をとりつつ實地調査中である旨を説明。次いで、左の關係資料

一 學生の健康保險組合の設立について(草案)第二常置委員會專門委員會

二、學生健康保險に關する基礎調査(秘、東京大學(一九五一年一〇月施行))

三、記入上の注意

四、學生健康保險に關する基礎調査における疾病分類表

五、別表1、抽出調査(6)による推定醫療費と、これに基く學生健康保險經費の計算

六、別表2、病類別治療費總額(別表IのAによる推定)

につき、東京大學厚生課長と東京大學病院高橋醫師からそれぞれ詳細に説明して諒承を得た。

・學生の健康組合の設立について(草案)(昭和二六・一一・二七)

第二常置委員會專門委員會

### 一、設立の趣旨

學生の健康保險組合の必要性は、豫ねてより國立大學協會において深い關心を寄せているところで、前に會長よりその設立のための調査を第二常置委員會專門委員會に委嘱せられたのであるが、今般その基礎調査資料が得られたので、更にこれが設立を促進せんとするものである。

一方學生の側においても早くよりこれが研究に當り試案を作製するなど、その設立に對する強い要望を見るのである。既に一部の大學においてはこれを設立實施しているが、規模が一大學に局限せられており且つ任意加入であることなどの理由によつて、その給付も決して満足すべき現狀とは云えなからう。

今この問題を改めて全面的に取り上げるに當つて、我々は次の事實

に注目するものである。

1 戦時中並びに戦後の異常なる生活環境の中にその發育時期を過した現今の大學生は今なお六%に及ぶ結核罹病率を示しているところもある状態で誠に憂うべきものがある。

2 戦後の社會變動に基く一般經濟情勢を反映して現今の學生は彼等の學費を奨學資金やアルバイトに依存するものが壓倒的に多く、一方には肉體的過勞の結果、發病或いは病勢の悪化を來し、他方經濟的にも疾病の早期受診を望むことはむずかしく、ひとたび疾病の發見せられた場合にもその充分なる治療は更に困難といわなければならぬ。特に結核性疾患の場合には治療費の高額なる治療期間の長期に亘ることによつて前途有爲なる學生をして學業を半途にして放棄するのやむなきに至らしめるものである。

3 醫學の進歩は高價なる診斷並びに治療手段を用いるに至り、醫療費は高騰して國民の經濟生活の水準を遙かに上廻るものがあり、ために相互扶助的醫療給付機關を持つことが絶対に必要である。

4 官公吏、民間事務所の勤務員等の集團的勤勞生活者或いは市町村等の自治體の構成員の集團等には、上記の目的を持つものとして社會保險制度が存在し、國家は一定の補助金を與え或いは法制による強制によつてこれが保護育成に當つているが、學生集團に對しては未だこの種の制度が設けられていない。學生の或るものは父兄との繋がりによつてこれを利用して得る資格を有しているが、家郷を遠く離れている學生にとつては事實上、これが利用を不可能ならしめている實情である。

學生を疾病から守るの道は、勿論完全なる健康管理を前提とするものであり、現今施行せられている定例身體検査の様式と回数にも改めて醫學的検討を加える必要があると考えられるが、以上のような事實を考え合せる時、健康管理のみを以つてしてはその目的を達成することが出来ないことは明らかである。

なお學生の健康保險組合が具體化しない理由の一つとして、充分信頼出来る資料のないことが挙げられると思われる。前記學生の作製し



3、入學資格は、他と同様三十六單位にして欲しい。  
等の趣旨により總會に報告することとした。

#### 4、第四常置委員會

委員長から、本委員會專門委員研究の左記「審議事項」について詳細説明、意見の交換が行われた。

### 審議事項

#### 一、國立大學の施設整備計畫

1、國立大學の施設整備に關する全體計畫については、大學設置審議會第九特別委員會の議を経て、文部省管理局企畫室で作成した資料「國立學校施設整備全體計畫表」の具體的説明を企畫室長より聴取した結果、これに關する計數については一應これを了承することとしたが、本資料中には、大學の増設、擴張及びやがて設置さるべき大學院に關する部分の計數は含まれていないので、今後必要に應じ同計數を精算し右企畫室作成の資料計數に附加すべきことを明かにした。

2、右企畫室資料による整備計畫の總額は五八〇億餘圓で次表の通り繼續的事業計畫として従來通りの豫算方式をもつて、大藏省に要求十年間にこれを一應完了することになつておる。

區分	要求額
第一次	昭和二十七年 同二十八年 同二十九年 六〇〇億圓
第二次	二二〇億圓
第三次	二〇〇億圓
合計	五八〇億圓

#### 二、對策

上述の計畫を文部省において従來通りの豫算方式によつて進めるときは頗る長年月を要することとなり、又一方各大學の現況は戰災復舊工事を必要とするもの、又は新制大學の分散せる施設の統合整備を必

要とするもの等多々あり何れも急速に解決することが望ましいのでこの際、何らか別の方式をもつて資金を獲得して解決の途を講ずることを考慮して次の三案を得た。

#### 1、國立大學施設特別會計を設定する案

國立大學の施設（建物、工作物の新營、増築、改築、補修等）に關して一の施設特別會計を立て、その設置の際差し當り二百億圓程度を一般會計から繰り入れて、これを共通の資金とし資金から生ずる利子を加えて年々三十億圓程度を施設整備の費用に充てる。

#### 2、法人を設立する案

國立大學の施設整備を目的とする法人を設立して年々三十億圓程度の學校債を發行して施設整備の費用に充てる。而してその利子の支拂と元金の償還とにあてるため、年々政府より必要額の補助を受けらるものとする。

#### 3、國立大學に從來の特別會計制度を復活する案

國立大學は、各一つの特別會計を立て、資金を所有し毎年豫算をもつて保障された一定の政府の支出金のほか資金より生ずる收入、授業料、入學檢定料、入學料、寄附金その他の收入をもつてその一切の歳出に充てることとし政府より交付を受け又は他より寄附を受けた不動産、不動産並びに歳入殘餘をもつて資金とし、これを財源として施設整備の費用に充てる。

但し共通資金を設けることができるものとする。」

一、廣島大學長から、大學の財政豫算は惡平等ではないけない、弱い大學を強い大學に育成するという考え方が必要である旨の意見が示された  
一、次いで「行政整理について」の草案を作成して、第二日の總會議にかけ、文部大臣に報告することとした。

以上を以つて、第一日の日程を終つた。

#### 二、議事（第二日）

（總會……午前十時開會）

南原會長主宰。直ちに第一、第二、第三、第四常置委員會委員長の報告、審議を行う。

(一) 第一常置委員作成の政令改正諮問委員會「教育制度の改革に關する答申」に對しては、左記の通り「大學制度改革案について」と題して、本協會長から文部大臣へ要望することに決定した。

### 大學制度改革案について

政令改正諮問委員會の「教育制度の改革に關する答申」は、その云々如く、新教育制度は漸く發足したばかりであり、その効果を早急に判定することは妥當でないばかりでなく、却つて混亂をかもし、これが學生並びに地方一般に惡影響を及ぼすことは少なくはない。且つ國家百年の大計に立脚すべき教育制度が一時的措置によつて動かされる朝令暮改の弊は嚴に戒むべきである。

もとより制度の運用によつて、改善すべき點はあるので、これらのことについては、本協會においても慎重審議中である。尙、今回の如き教育制度の根本に關係ある改革は速かに權威ある審議機關において、充分検討されんことを切望する。

昭和二十六年十一月二十三日

國立大學協會長 南 原 繁

文部大臣 天 野 貞 祐殿

(二) 第四常置委員作成の行政整理についての原案は左記の通り、「行政整理について」と題して前項と同様同時に處理することとした。

### 行政整理について

國立大學はその性格上、一般行政機關と同様に、行政整理の對象とすべきでない。しかも新制國立大學の多くは、三年制の舊國立大學、高等專門學校を、四年制の大學に轉換したもので、さらに一部の大學には大學院が設置される筈であり、且つ六三制を實施するため、多數の教員を養成する責任を有する以上、相當多數定員の増加を必要とする。従つて今回の整理案により逆に、定員減少を見ることとなれば、大學の使命達成に支障を來すものと考え、依つて國立大學の教官は整理より除外

し、職員についてもこれに準じ特段の處置を講ぜられたい。

昭和二十六年十一月二十三日

國立大學協會長 南 原 繁

文部大臣 天 野 貞 祐殿

以上を以つて十二時三十分無事閉會、第四回總會を終了した。

### 8. 役員會 (會長の互選)

日時 昭和二十六年十二月十八日午後一時半→四時

場所 東大、大講堂南側會議室

出席者 森戸副會長、各理事、各監事(京都大、金澤大、帶廣畜産大缺席) (大阪大、愛媛大、代理)

森戸副會長主宰により開會。

南原會長が今回退職と同時に退會されたので、そのため東大新總長が後任理事となつた。残任期間も考慮し、會長代理も考えられるが、諸般の關係から結局會則第七條に基いて、理事の補缺互選に依つて會長を定めたいと思う。との意見が述べられ、和田理事から、副會長代理で残任期間を運営した方がよいとの意見もあつたが、結局理事互選を行うこととなり、本日出席理事の中、大阪大學長、愛媛大學長はそれぞれ代理人であつたので、この二人の投票を如何にするかを諮つた結果、これを認めることに決定、直ちに投票を行い、左記の通り東京大學總長矢内原忠雄氏が會長に當選した。

一、出席投票者 理事十一名(内二名代理)

二、開票の結果 矢内原忠雄氏(九票)

森戸辰男氏(一票)

和田小六氏(一票)

矢内原新會長から

私は素人で不十分であると思う、しかし、むしろ返すのは面白くないから残任期間をつとめ、骨身を惜しませず働きたい。何とぞよろしく願ひする旨の就任挨拶があつた。(午後四時散會)

## 9、第一常置委員會專門委員會

日時 昭和二十六年七月十七、十八日の二日

場所 東京大學大講堂

出席者 第一常置委員會委員長、第一、二、三分科各專門委員全員、事務局長、庶務課長

### 會議要録

左記の通り方針を定め、この線に沿うて推進することとなつた。

#### 第一常置委員會專門委員

第一分科會（學科課程） 滋賀大學、東京大學、千葉大學、東京農工大學  
名古屋工業大學

第二分科會（高等學校教育と大學教育との連絡） 新潟大學、お茶の水女子大學、埼玉大學、名古屋大學

第三分科會（學内組織） 岐阜大學、東北大學、東京學藝大學、靜岡大學  
和歌山大學

#### 第一分科會（學科課程）協議事項

一、大學基準に示された一般教養科目の人文、社會、自然を各々同價値に取扱う原則は認めるとして、その數を各十二單位とすることに就いてはなお研究の餘地がある。

併せて専門科目と同一系列にある教養科目について（例えば、工學部の一般教養科目中の自然の如きは）これを専門科目の基礎として取扱うことの是非について研究の餘地がある。  
右は一應大學基準協會に申言すること。

二、學課目の一單位は本來一時間の講義に對し、二時間の豫習復習を含むものであるが、現在二時間の豫習復習は事實上完全に行われ難いために、單位價値は低下されている弊害がないでもない。  
そこで、學課の單位價値を高めるため

1、大學の講義方法を更に研究討議し、或はこれについてデモンストラーションを行うのもよいこと。

2、このため同種の大學、學部、學科別等の研究協議會を開き、必要に應じては地區別協議會を設け研究することが望ましく。

3、學課の種類により、一概には云えないが、可能なる學課については出來得る限り教科書を使用することが望ましい。

教科書の調達については各校が自主的に考え或は全體的に研究する要あり。

三、現在學生の單位のとり方を見るに、四年間に配當されたものを、すでに一年或は二年間に全部とつてしまつた實例あり、これは學校側にも多少の責任がないでもないが、かような弊害を防止するため、各學年中にとり得る單位數に枠をはめ、一年間にとり得る單位數は三十六單位以内とし、四ヶ年間の單位總數は百三十單位以内とする。但し教職課程を併せとる者はこの枠外におく。

#### 第二分科會（高等學校教育と大學教育との連絡）協議事項

東京及び附近の數大學の教授約十名（各別箇の學部に屬する）を煩わし専門委員會を作り本委員會と連絡をとりつつ左の線に沿うて成案を得るよう努力することとなつた。

一、廣く大學の各學部の各學科目について入學者がこれを履修するため

に高等學校在學中には是非履修して置くべき學科目を調査すること。

二、右調査に基いて高等學校において大學進學希望者が選擇科目を選定する際の基準として大學側から高等學校側に提示する案を作成すること。

三、右基準案との關連において大學入學者選抜學力檢定における科目の選擇の範圍、條件等について大學側として要望あらば最小限度の案を作成すること。

#### 附記

高等學校教育及び大學教育双方の使命を尊重すると共に相互の理解と協力の下に行い得る（例えば、實施の時期等については考慮して）案を作るようにし度いこと。

第三分科會（學内組織）協議事項  
1、所謂「教養部」について

- (一) 一般教育はそれぞれの大學の特殊事情により教養部の形態によつて行われている。學部の數の多い大學においては一般教育のために各學部とは別に特定の教育の場所が出来、一般教育のみを擔當する教官或はその組織が、その年度にその都度存在することは事情からして止むを得ないことであり、また必要なことでもある。
- (二) しかし、恒久的に豫科のようなものが大學の内部組織として出来るのは避けなければならぬ。
- (三) 一般教育擔當の教官がそれぞれの學問の系列に従つてそれぞれの學部の教授團に直接間接につながるように漸次工夫されることが必要である。
- (四) 専門教育擔當の教官が一般教育に参加し、又一般教育擔當教官と専門教育擔當の教官とが必要により交替するような内部組織が漸次成立することに努める必要がある。
- (五) 一般教育部長の職務を官制化することは、豫科のようなものを制度化する危険があるから、慎重に考えなければならぬが、その危険がないならば、大學教授の兼職で一般教育の運営、學生輔導上の任務を果す者を設ける必要は認められる。この項研究を必要とする。

- 2. 文理學部の大學内部組織における位置
- (一) 教育學部の教員養成のために必要な教科に屬する専門科目は特殊なものを除き、その授業は文理學部が擔當する。
- (二) 右の他にそれぞれ土地の事情の要請に應じて實社會に活動する高度の教養を備え、文化人材を教育する。(この點について抽象的に過ぎないよう)に若干職業的教育就職準備的な方向にむけて考える必要がある。
- (三) 大學全般の一般教育を擔當する。
- (四) 文理學部の教官は(一)の教育を擔當するのみではない、その意味で教官の負擔は輕くはない。
- (五) 文理學部と教育學部との合併。問題になつてゐるが今後慎重な研究を要する。

○文理學部の機能が殆ど全部(一)であつて(二)の必要があまりない

ものについて起る。

- 合併すれば學部が大きくなりすぎる。
- 3. 教員養成學部の二年課程、四年課程の組織
- (一) 二年課程は大學運営上の實際的必要からして異つた場所、別の教員組織により、また、別のカリキュラムにより授業が行われたりして、短期大學と誤解されそうなる外形をそなへてゐる。しかし二年課程は四年制教員養成大學の教育の實施が一時的に變形してゐるのに過ぎないのであつて、教員養成の短期大學になつたのではない。
- (二) 教員養成の大學の四年課程と二年課程とに屬する大學の内部組織は上記の趣旨によつて考えられなければならない。

但し、教員養成の履修年限は四年を以つて原則とする。

## 10. 第一常置委員會

日時 昭和二十六年十月十一、十二日の二日

場所 東京大學大講堂南側會議室

出席者 委員長及び全委員、事務局長、庶務課長、係

### 議題要録

1. 今回の行政整理に對して、「極秘」扱として、左記の通り意見を作成したが、一應の結論として保留し、第四回總會にかけて再検討の上處理することとなつた。

### 記

今回の行政整理に對する國立大學協會第一常置委員會の意見  
 新制國立大學は、舊制三學年の定員に二割増を以つて計畫されたのに拘らず、その増員は實現されなかつたので、實質上既に二割の整理をなされたものとみるべきである。而してこの上更に減員することは大學の使命達成上著しき支障をもたらすこととなる。幸い今回は文部當局の御努力によつて整理の員數が輕減されたる模様であるが、その實施に際しては、各國立大學及各學部を通じて平等に負擔する事を原則とされたい。

2. 昭和二十六年七月三十日附國大協庶第三一號、第一常置委員會の行事について(中間報告)を主題として、それぞれ再検討を行つた

# 11、第一常置委員會第二分科專門委員會

## (一) 第二分科專門委員會

第三回總會の決定に基いて「高等學校教育と大學教育との連絡改善」を研究するために、新潟大學、お茶の水女子大學、埼玉大學、名古屋大學の四大學がその専門委員に委嘱された。専門委員は七月十七、十八の兩日東大に會合して、次の方針をたて第一常置委員會の承認を得た。

一 兩者の連絡のためには大學入學者は高等學校在學中その科目の選擇履修が適切であるを要する。よつて大學の専攻學科別に要望科目を調査すること。

二 右の調査のため別途専門委員會を作ること。

## (二) 別途専門委員會

東京及び附近の數大に推薦を求めて左の人々に別途専門委員を委嘱した。

お茶の水女子大學長

野口 明

東京大學教授(教養學部)

阿部 吉雄

同 (同)

佐藤 重平

東京教育大學教授(文學部)

中西 清

一橋大學教授(經濟學部)

久武 雅夫

埼玉大學教授(理部)

鈴木 昭

東京工業大學教授(工學部)

山田 良之助

東京學藝大學教授(學藝學部)

日下部 智

この委員會は八月十七日、び同、三十一日に東大に會合して調査方法を研究した結果、全國立大學の各學部の各専攻學科單位に履修を要望する高等學校の科目の指定を求めた。十月二十日、十一月六日、同月十三日、同月二十日、東大に會合して答申カードを整理して成案を得た。

## (三) 第四回總會の申合

十一月二十二日、右成案を第一常置委員會に報告してこれを決定し、翌二十三日の總會に報告し左の申合せが成立した。

高等學校教育と大學教育との連絡改善に関する件

一、高等學校における學科履修については第一常置委員會作製の「國立大學志望者修學指導要項」(假稱)を今年度中に全國高等學校に周知せしめ適切な指導を求める。

二、大學入學試験實施方法については右要項の趣旨に沿ひ適當な選抜が出来るよう必要限度の處置を講ずる。

以上二件についての一さいの處置を第一常置委員會に一任する。以上(四) 其の後の處置

十二月十一日に別途専門委員と専門委員との合同會議を東大で開いて遲着カードの整理を行い、解説書作成の上は文部省と協議して、なるべく速かに實施方法を決定することにした。

なお別途専門委員は實施完了まで存續する豫定である。

# 12、第二常置委員會專門委員會

(會報第一號以後)

第三回専門委員會を昭和二十六年二月十六、七兩日にわたつて東京大學講堂南側會議室において開催、第一回會同以來の課題について研究討議を行ったが、特に今後の方針として學生健康保險問題を主眼とし、寄宿舎その他の問題は必要ある場合、隨時これを處理することを決定し、前回既に選ばれた三名の小委員に堀(一橋大學) 柏木(千葉大學)の二氏を新たに加えることになつた。

その後四回の専門委員會、十七回にわたる小委員會を開いて専ら學生健康保險問題の研究調査に當りこの間昭和二十六年六月十九日、二十日開催の第三回國立大學協會總會には鈴木委員長から中間報告がなされたその後、學生健康保險制度立案のために必要な、學生の罹病率、受診率病氣の種類、一人當りの醫療費等の基礎調査を東京大學調査委員會に依頼し、その資料に基いて昭和二十六年十一月二十二日、二十三日開催の第四回國立大學協會總會に安達委員長代理からこの趣旨の報告を行つた。(第四回總會記録参照)

これに基いて左記の通り「學生健康保險組合の設立に関する建議」が南原國立大學協會會長から天野文部大臣に宛ててなされた。

### 學生健康保險組合の設立に關する建議

學生をして心身ともに健康な状態において學業に専念せしめることは大學の重大な使命であるが、戰時中並びに戦後の異常な生活環境の下にその發育時期を過して來た現今の大學生は今なお憂慮すべき結核罹病率を示しており、他方一般經濟情勢を反映して、疾病の早期受診はもとより、疾病發見後といえどもこれが充分な治療は更に困難であつて、前途有爲な學生をして學業を半途にして放棄するのやむなきに至らしめている實情である。

而も醫學の進歩は、有効適切な診斷並びに治療手段を用いるに至り裨益するところ多大ではあるが、その醫療費は高騰して國民の經濟生活の水準を遙かに上廻るものがあり、ために相互扶助的醫療給付機關を持つことは絶対に必要である。

翻つて國家公務員、市町村等の自治體の構成員或は民間事業所の勤務員等の諸集團を見るに、上記の目的を持つものとして既に社會保險制度が存在し、國家は一定の補助金を與え或は法制による強制によつてこれが保護育成に當つてゐるが、學生集團に對しては未だこの種の制度が設けられてゐない。國立大學協會においては豫ねてよりこれに深い關心を寄せてゐるところであり、また學生の側においてもこれが研究に當り試案を作製するなどその設立に對して強い要望を見るのである。一部の大學においてはこれを設立實施してゐるが、その規模が一大學に局限せられており且つ任意加入であるなどの理由によつてその給付は決して満足すべき状態であるとはいえない。

學生を疾病から守るの道は、もとより完全な健康管理を前提とするものではあるが、以上の實情を思えばこれのみを以つてしては到底その目的を達成することが出来ないことは明らかである。

なお學生の健康保險組合が具體化しない理由の一つは、未だ信頼出来る資料がなかつたことであらう。本協會はこの度東京大學に委嘱して統計學者等の協力を得て「學生健康保險に關する基礎調査」を施行し、この資料によつて國立大學の全學生を構成員とする保險組合設立の大概を別記の如く立案するを得たのである。

學生の健康保險に要する經費については、學生自身も亦その一部を分擔しなければならぬのであるが、その負擔能力や給付額等を考え合せるとき、國庫より相當額の補助を得なければその實現は望むべくもない。國費の豫算化にはもとより幾多の難關があるものと思惟するが現行の國費による獎學對策に併せ加うるに保險對策樹立の緊要性に鑑み、敢えて各方面の理解と協力を以つてこれが速かなる實現を期し茲に建議する所以である。

昭和二十六年十一月二十三日

國立大學協會會長 南 原 繁

文部大臣 天野 貞 祐殿

記

### 國立大學學生健康保險組合の大綱

- 一、組 織 國家公務員共濟組合のようなものにする。
- 二、組 合 員 國立大學學生全員加入 一五四、四九五名
- 三、組 合 費 一人年額 六〇〇圓
- 四、組合經費總額 二四、〇九一萬圓

(事務費を含む、但し初診料、健康診斷料等は含まない)

- 五、組合經費の負擔
- 1、學生負擔 九、二六九萬圓(組合費の總額)
- 2、國庫補助 一四、八二二萬圓
- 六、給 付 全額給付(但し齒科を除く)
- 七、診 療 所 自己診療機關又は國公立病院若しくは特に指定された診療機關 以上

なお鈴木委員長は昭和二十六年九月末から十二月末にかけて渡米不在であつたので、その期間中委員長は山梨大學々長安達氏によつて代理された。

最後に當初専門委員は九人であつたが、十一月から左記の通り五人、専門委員が増加された。

記

京都大學輔導部長

田代 秀德

廣島大學皆實分校教授

有働 信幸

大阪大學事務局長

吉田 孝一

名古屋大學教授

山田 和麻呂

九州大學厚生課長

乙 藤 寛一

### 13、第四常置委員會專門委員會

要 錄

會長から、七月七日附で別掲の通り七名の専門委員がそれぞれ委嘱され、東京大學大講堂において

七月十四日、九月一日、九月十五日、九月二十九日、十月十三日、十一月二日の六回専門委員會を開催、「審議事項」の成案を得、これを第四回總會に上提附議することとした。(第四回總會記事参照)

なお、この審議事項は、第四回總會開催の前日十一月二十一日正午から一時間、文部省主催國立大學長會議の休憩時間を利用し、第四常置委員會を開催して協議した。

3.

會計報告

(昭和 27 年 1 月 31 日現在)

1、本協會長が更迭になつたので、本協會の普通預金口座は、東京都文京區本郷3丁目、株式会社第一銀行本郷支店內「國立大學協會長 矢内原忠雄」と變更した。

昭和 25 年 度 (自昭和25年7月13日 至昭和26年3月31日) 決算

國立大學協會

(別表1)

科 目	當初豫算額	改訂豫算額	決 算 額	改訂豫算額と決算額の比較	備 考
歳入の部	1,105,000 <sup>00</sup>	1,105,000 <sup>00</sup>	1,110,448 <sup>00</sup>	5,448 <sup>00</sup>	
1. 會 費	1,105,000 <sup>00</sup>	1,105,000 <sup>00</sup>	1,105,000 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	未納會費 5,000圓あり
2. 預金利息	0 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	5,448 <sup>00</sup>	5,448 <sup>00</sup>	
歳出の部	1,105,000 <sup>00</sup>	1,105,000 <sup>00</sup>	276,847 <sup>00</sup>	828,153 <sup>00</sup>	
A 事業費	396,500 <sup>00</sup>	467,500 <sup>00</sup>	90,136 <sup>00</sup>	377,364 <sup>00</sup>	改訂豫算
1. 會議費	46,500 <sup>00</sup>	117,500 <sup>00</sup>	85,136 <sup>00</sup>	32,364 <sup>00</sup>	...○ 66,000圓流用増
總會費	21,500 <sup>00</sup>	87,500 <sup>00</sup>	61,926 <sup>00</sup>	25,574 <sup>00</sup>	...○ 5,000圓流用増
理事會費	25,000 <sup>00</sup>	30,000 <sup>00</sup>	23,210 <sup>00</sup>	6,790 <sup>00</sup>	
2. 出版費	50,000 <sup>00</sup>	50,000 <sup>00</sup>	5,000 <sup>00</sup>	45,000 <sup>00</sup>	
會報發行費	50,000 <sup>00</sup>	50,000 <sup>00</sup>	5,000 <sup>00</sup>	45,000 <sup>00</sup>	
3. 調査研究費	300,000 <sup>00</sup>	300,000 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	300,000 <sup>00</sup>	
調査研究費	300,000 <sup>00</sup>	300,000 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	300,000 <sup>00</sup>	
B 事務費	708,500 <sup>00</sup>	637,500 <sup>00</sup>	186,711 <sup>00</sup>	450,789 <sup>00</sup>	
1. 人件費	400,000 <sup>00</sup>	316,000 <sup>00</sup>	132,998 <sup>00</sup>	183,002 <sup>00</sup>	...△ 84,000圓流用減
2. 備品費	20,000 <sup>00</sup>	23,000 <sup>00</sup>	16,110 <sup>00</sup>	6,890 <sup>00</sup>	...○ 3,000圓流用増
3. 借用料	72,000 <sup>00</sup>	72,000 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	72,000 <sup>00</sup>	
4. 消耗品費	30,000 <sup>00</sup>	30,000 <sup>00</sup>	9,813 <sup>00</sup>	20,187 <sup>00</sup>	
5. 印刷費	10,000 <sup>00</sup>	10,000 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	10,000 <sup>00</sup>	
6. 通信費	12,000 <sup>00</sup>	22,000 <sup>00</sup>	21,920 <sup>00</sup>	80 <sup>00</sup>	...○ 10,000圓流用増
7. 旅費及交通費	115,000 <sup>00</sup>	115,000 <sup>00</sup>	1,600 <sup>00</sup>	113,400 <sup>00</sup>	
8. 雜費	49,500 <sup>00</sup>	49,500 <sup>00</sup>	4,270 <sup>00</sup>	45,230 <sup>00</sup>	
C 次年度繰越額	0 <sup>00</sup>	0 <sup>00</sup>	833,601 <sup>00</sup>	833,601 <sup>00</sup>	
計	1,105,000 <sup>00</sup>	1,105,000 <sup>00</sup>	1,110,448 <sup>00</sup>	833,601 <sup>00</sup>	

(別表2)

## 昭和26年度 (自昭和26年4月1日 至昭和27年3月31日) 豫算

國立大學協會

科 目		金 額	摘 要
歳 入 の 部		1,988,601.00	
第一項	會 費	1,140,000.00	.....227學部 一學部當リ \$5,000.....\$1,135,000 昭和25年度未納會費.....\$ 5,000
第二項	預 金 利 子	15,000.00	.....見込
第三項	前 年 度 繰 越 額	833,601.00	
歳 出 の 部		1,988,601.00	
第一項	事 業 費	706,500.00	
第一目	會 議 費	256,500.00	
1.	總 會 費	106,500.00	...71大學1人、500圓(茶菓辨當代)計 35,500圓 年3回
2.	役 員 會 費	100,000.00	...役員等20人、500圓( " )計 10,000圓 年10回
3.	委 員 會 費	50,000.00	...委員 10人、500圓( " )計 5,000圓 年10回
第二目	出 版 費	50,000.00	
1.	會 報 發 行 費	50,000.00	...1部 100圓 250部 年2回
第三目	調 査 研 究 費	400,000.00	
1.	調 査 研 究 費	400,000.00	...調査會、研究會(手當、旅費、茶菓代、その他)
第二項	事 務 費	1,282,101.00	
第一目	人 件 費	800,000.00	...職員4人、1人年額 200,000圓
第二目	備 品 費	100,000.00	...机、椅子等購入(現在借用中)
第三目	借 用 料 費	72,000.00	...事務所賃借料(ガス代、電氣代、水道料等を含む)
第四目	消 耗 品 費	50,000.00	
第五目	印 刷 費	20,000.00	
第六目	通 信 費	50,000.00	...71大學、1回 1,000圓 年50回(電報、速達料金等を含む)
第七目	旅 費 及 交 通 費	100,000.00	
第八目	雜 費	90,101.00	

( 28 )

3 收支總額 (昭和二十六年四月一日起算  
昭和二十七年一月三十一日現在高)

A、收入

(1) 前年度繰越額	八三三・六〇一・〇〇圓
(2) 會費	一、〇〇五・〇〇〇・〇〇
(3) 利息	九・〇一七・〇〇
計	一、八四七・六一八・〇〇

B、支出

計	八六七・一三八・六〇
C、殘額	九八〇・四七九・四〇

D、支出内譯

(1) 總會費	一〇三・二九二・〇〇
(2) 役員會費	九二・〇九八・〇〇
(3) 委員會費	五一・四三一・〇〇
(4) 調查研究費	一八六・一五〇・〇〇
(5) 人件費	三一三・二八〇・〇〇
(6) 備品費	六九〇・〇〇
(7) 借用料	六・〇〇〇・〇〇
(8) 消耗品費	二三・四九三・六〇
(9) 印刷費	一一・三四〇・〇〇
(10) 通信費	二四・七二〇・〇〇
(11) 旅費及交通費	一七・六一六・〇〇
(12) 雜費	三七・〇二八・〇〇
計	八六七・一三八・六〇

4 未納會費

(八大學、二十七學部) (昭和二十七年一月三十一日現在)

一三五・〇〇〇・〇〇圓

5 會計事務移管

本協會發足以來、會計事務は、東京大學事務局會計課に依頼していたが、昭和二十六年三月十三日、伊藤庶務課長立會の下に、會計事務一切を、本協會事務局に引継ぎ移管を完了した。

# 三 彙 報

## 1、電力料金改訂に對する要望

このことについては、第三回總會の意見希望に基いて、左記寫の通り事情の一端を開陳して、それぞれ要望して置いた。

國大協庶第二八號

記

昭和二十六年七月十九日

國立大學協會長 南 原 繁

文部大臣 天野 貞祐殿及び

松本公益事業委員會委員長殿宛（寫）

曩に發表された電力料金改訂案が、教育研究に及ぼす影響眞に深刻なるに鑑み、ここに全國國立大學を代表して、事情の一端を開陳し、文化國家建設の基礎となる教育研究の助長發展のため、格別の御高配を御願ひ申上げたいのであります。

申すまでもなく、大學の教育研究活動は、特にその施設の面、從つてその基礎原動力たる光熱、水道等の需給關係に依存するところ大なるものがあります。具體例を挙げますと、東京大學における醫、工、理、農の理科系學部の年間研究費豫算額は、漸く六ヶ月の教育研究を充足する程度であり、残り半年は、私費又は他機關からの補助金等に依存せざるを得ないような窮狀であります。更にこの研究費の内容中電力料金は、從來の料金で約一割四分を占め、改訂料金によれば約二割二分という實に驚くべきものとなります。さらに本年度研究費五分減という政府決定は、これに拍車をかけるものと言えましよう。斯くして大學の教育研究活動は頓に窮地に陥るものと思われまします。

翻つて大學人が現在のような給與制下、これらの困難を克服して、日夜精進をつづけつつあるとき、今次の電力料金改訂問題については、國家社會的政策の公正を殊に切望せられるのであります。

新學制下二ヶ年を経過し、各大學も漸くその體制を整備し、今やその内容充實に、一步を踏み入れんとする秋に當り、かかる重大問題に直面いたしますことは、眞に憂慮に堪えず、この際當局が、これらの實情をよく理解され、この問題の解決に英斷を示されるよう、特に要望いたす次第であります。

## 2、大學設置審議會委員推薦

大學設置審議會委員定員四名のうち、二人の委員木下一雄、新關良三の任期満了となつたため、文部省から至急倍數四人の候補者推薦方を依頼されたので、四月十七日、會長から文部省管理局長宛

一、東京學藝大學長

二、埼玉大學長

三、橫濱國立大學長

四、和歌山大學長

の四人を推薦した。

## 3、地方官廳宛財政援助方懇請狀發送

第三回總會の際、第四常置委員會から發議があつた通り、今年度（昭和二十六年）も昨年度と同様、都、道、府、縣、知事、同議會議長及び大學所在市長に對し、國立大學に對する財政援助方について左記寫の通り懇請狀を作成發送した。（昭和二十六年七月二十六日附國大協庶第三〇號を以つて通陳濟、なお、事後、大分大學、熊本大學、岩手大學からの申越により、同一懇請狀をそれぞれ發送した。）

記

國大協庶第二七號

昭和二十六年七月十一日

國立大學協會長 南 原 繁

（寫）

殿

拜啓 盛夏の候益々御清祥賀し上げます。

さて、御承知の通り、我が國新制大學は、創立二年の淺きに拘らず、いずれもその整備完成を期し、特に設備、教育内容等の充實改善に關する諸問題の解決に苦心努力してある次第であります。幸に政府をはじめ

各地方御當局の深い御理解と御支援とにより、各大學とも、ともかく三年の成長を遂げ今日に至りましたことは、ありがたき仕合せであります

本協會は、我が國立大學全部の發達完成を期し、昨年その結成を見た團體として、これら新制大學が、おのおのその特長を生かして充分な發達を遂げ各地方及び國家の文化並に産業の興隆に充分なる貢獻を爲しうるに至らんことを常に念願してゐるものであります。この見地から詳さに各大學の現狀を觀まするに、數々の御支援にも拘らず、いずれも財政的事情に因りその基本的條件たる建物、設備、圖書等の整備が未だ一般的に甚だ不十分なため、大學の使命發揚上、極めて不如意な面の多いことは、遺憾ながら否定できない事實であります。就中、戰災大學はその整備に行惱み日夜復興を渴望してゐる實情であります。

このことのために、本協會は從來から時に應じ、政府に對し適切有効な措置についての英斷を要望し、所在大學に對する財政的御援助を懇望いたしました所以であります。

今や新制大學も愈々完成年度を目前に控えるにいたり、設立條件の履行等も最早や遲滯を許さざるものがありますので、貴廳におかれては、地方財政御多端の折柄、重ね重ね恐縮に存じますが、本協會の微衷と這般の事情とを御了察下さいまして、この際貴地所在新制國立大學に對し、更に一層の御援助を仰ぎたく懇願いたす次第であります。 敬具

#### 4、學士號の種別について

この事については、通の通り本協會の答申として提出した。

國大協庶第六號

昭利二十六年二月十四日

國立大學協會長

南 原

繁

大學設置審議會會長 和田 小 六 殿

學士號の種別について

この件について昭和二十六年一月九日付文管々第三號を以つて御照會がありましたので當協會は去る二月十日理事會を開き十分審議した結果に基き左記の通り意見を提出いたします。

記

(1) 結論(貴會小委員會案)に對する賛否とその理由

「否」

(イ) 新制大學の基本的性格から四種類の學士號が適當なりと主張する理由に反對

學校教育法第五十二條に「大學は學術の中心として廣く知識を授けるとともに、深く専門の學藝を教授研究し知的、道德的及び應用的能力を展開させることを目的とする」とあつて新制大學は深く専門の學藝を教育すると云う基本的な性格において舊制と變りなくたゞ從來よりも一般教養を重視したる點において變化あるに過ぎない。學士と稱するために履修すべき總單位數二二〇の中三六のみが一般教養に關する科目であることを思い、この系列が人文、社會、自然の三つに分れてゐることからこれを全體に及ぼし學士號に文科、理科、社會科、學藝の四つの名稱を採用することは新制大學の本質的性格の變化をさえ思わせる虞れがあるから反對である。

尙、日本の現狀殊に經濟狀態において新制六、三、三、四最後の四年制大學において専門教育としての完成としなければならぬ。若し大學院のマスターコースの修了を以つて舊制の大學に代るような實際となつてはならない筈である。

(ロ) 舊制大學における學士號と區別することに反對。

學士號において新舊兩大學に判然たる區別あることが新制大學の特質を明かにする所以であるといわれるがこれは新制大學の一般教養を重視する點を事實以上に過大に表現する結果より基本的な専門教育の分野を却つて不完全、未完成なりと思われ、延いては一般社會に對して學力の低下を表示するに至る虞れがあるから反對である。

(ハ) 學士號を四種とし専攻科目を括弧内表示することに反對。

學士號はたびたび繰返す様に本來學問の體系によつてその學修の専門分野を適當に表示し、これが社會的評價に適合するところに妙味がある。ここにいう四種類の名稱は一般教養の學科のみに着目し、その分類に立脚したもので學問の分野から遊離してゐる。括弧内表示は細か

く煩わしく稱呼に不便にして一般社會の要求に合致しない。

(二) 學士號は修士博士の稱號と相關連して定めらるべきである。新制大學の制度においても大學の課程にて修めた學問の専門分野を更に深く精しく修めるのが修士課程であり、博士の課程であるから學士號の種別の上にこれらと呼應して修士博士の種別が定められそれらは共通して學問分野を適當に表示するものでなくてはならない。學士號だけが一般教養を示すことは實際もそうでないしそれを採ることに異議がある。

## (2) 本協會の案とその理由

(案)

學問の體系によつてその専門分野を表わすものとして大體現行の學士號の種類を標準としてこれを認め履修學科課程の内容からこれによることが不適當なものがあるときは嚴選の上、餘り多からざる數の範圍で適當なものを認めること。この査定は大學審議會が當ること。

(理由)

既に小委員會案に反對の理由として述べたところによつて自ら判然していると思うので要點のみを記することとするが即ち新制大學の基本的性格から學士號は學問の専門分野によつて適當に定められること從來の通りであるべきである。かくてこそ新舊大學の評價が平等であるとの原則が維持せられ正常な發展が期待される。又舊制大學において從來の學士號が學部の名を冠してはいるが大體學問の専門分野を表示し永く一般社會に通用され社會的實際の要求にも合致して今日に至つたことに鑑みこの名實共に伴う右の案を支持する所以である。

## 5. 新制大學への編入學についで

このことについては、次の通り各國立大學長宛に通知した。

國大協庶第七號

昭和二十六年二月二十二日

國立大學協會事務局長

各國立大學長殿

新制大學への編入學についで

去る二月十日に開かれた、國立大學協會の理事會において、このことが議題の一つとして採擇され熱心な討論が行われました。而してその事項について文部當局とも打合せた上に各國立大學に通報することとなりましたので、ここに左記の通り御通知いたします。

記

新制大學の教育の内容を充實し、その健全な發達を企圖する目的から新制大學へ舊制専門學校及び師範學校の卒業者を編入學させる場合には少くとも三在學させることが望ましい。尙、舊制高等師範學校の卒業者については特にその學校を包括する大學の教員養成を主たる目的とする學部に編入學させる場合には二年在學を認める。

昭和二十六年十一月

## 6. 政令改正諮問委員會の教育制度

の改革に關する答申(全文寫)

終戦後に行われた教育制度の改革は、過去の教育制度の缺陷を是正し民主的な教育制度の確立に資するところが少くなかつた。併し、この改革の中には、國情を異にする外國の諸制度を範とし、徒らに理想を追うに急で、わが國の實情に即しないと思われるものも少くなかつた。この點は、十分に検討を加え、わが國の國力と國情に合し、眞に教育効果をあげることができるよう合理的な教育制度に改善する必要がある。尤も、これまでの教育制度改革の功罪を早急に斷定することは妥當でなく教育制度改革の及ぼす影響の大なるものがあるに鑑み、これが再改革は特に慎重なることを要する。ここには、本委員會において十分に検討した結果、到達した教育制度の改革に關する意見の大纲を述べて参考に供する。ただ、その具體的な細目については、更に検討を要するものが多い、殊に改革の實施に當つては、特に混亂を來すことのないよう十分の配慮を必要とする。故に、これらの諸點については、適當な審議機關にかけて慎重に検討し、萬全の措置をとられることを要望する。

# 目次

## 基本方針 具體的措置

### 第一 學校制度

一 學校體系の原則

二 學校體系の例外

三 現存學校の再編成

### 第二 教科内容及び教科書

### 第三 教育行政

一 地方教育行政

二 大學行政

三 文部省の附屬行政機關

### 第四 教員

### 少數意見(板倉委員)

## 基本方針

わが國の國力と國情とに適合し、よく教育効果をあげ、以つて、各方面に必要且つ有用な人材を多數育成し得る合理的な教育制度を確立することを目的とすること。

右の目的を達成するため、六・三・三・四の學校體系は、原則的にはこれを維持すべきであるが、これには、次の諸條件について十分に考慮を拂ふこと。

(1) わが國の實情に即しない畫一的な教育制度を改め、實際社會の要求に應じ得る弾力性をもつた教育制度を確立すること。

(2) 普通教育を偏重する従来の制度を改め、職業教育の尊重強化と教科内容の充實合理化を實現すること。

(3) 現在のわが國の國力では、六三制の完全な實施を早急に實現することは、極めて困難であり、職業教育を強化するに當つても、直ちにその施設等の充實完備を期することはむずかしい。故に、教育者側も被教育者側も、わが國の現状を十分認識し、教育施設その他の不充足

をしのんで最善の教育効果をあげるよう工夫と努力をすること。

## 具體的措置

### 第一 學校制度

#### 一 學校體系の原則

六・三・三・四の學校體系は原則的にはこれを維持し、そのうち、六・三を義務教育とすることは従來通りとすること。但し、六・三・三・四のそれぞれの内容については、次のような修正を考慮すること。

(1) 小學校(六)の課程は、初等普通教育を行うものとし、その内容の充實を圖ること。

(2) 中學校(三)の課程は、普通教育偏重に陥ることを避け、地方の實情に應じ、普通課程に重點をおくものと職業課程に重點をおくものとに分ち、後者においては、實用的職業教育の充實強化を圖ること。

(備考) 中學校(三)の課程における職業教育は、各地方における産業の實情に即し、それぞれの職場を教育の場として利用することができるとするに等、弾力性をもつた課程とすることを考慮すること。職業課程を履修した者についても、上級學校への學進の途を開くこと。

(3) 高等學校(三)の課程も、中學校(三)課程と同様、地方の實情に應じ各校毎に、普通課程に重點をおくものと職業課程に重點をおくものとに分ち、後者においては、専門的職業教育を行うものとすること。(備考) 専門的職業教育をそれぞれの職場において行うことができるとすることは、中學校の職業課程の場合と同じ。

職業課程を履修した場合においても、一定の普通課程を履修することを條件として、大學への學進の途を開くこと。

(4) 大學は、二年又は三年の専修大學と四年以上の普通大學とに分ち、専修大學は、専門的職業教育を主とするもの(工、商、農各専修大學)と教員養成を主とするもの(教育専修大學)とに分ち、普通大學は、學問研究を主とするものと高度の専門的職業教育を主とするものと教員養成を主とするものとに分ち、(備考) 醫學部、齒學部について在學年限に特例(五年乃至六年)を

設けることは差支えないが、現行の入學資格に關する特例措置は、徒らに學制を混亂せしめ、學生に對しても甚だしく無駄を生ぜしめるから、これを廢止すること。

大學相互間における教授の交換、學生の轉學について、適當な對策を考慮し、教育施設の活用と教授研究能率の向上を圖ること。

教育専修大學が舊師範學校化することのないよう特に考慮すること。この見地から、専修大學を終えた者に對し、普通大學への進學を容易にし、且つ、成績優秀な者に國家の特別の援助を與えること。

(5) 大學院は、修士課程と博士課程とを設けることができることとする。この兩課程を分つときは、修士課程は二年(以上)、博士課程は三年(以上)とし、特に施設、能力の充實しているものみに設置することとし、徒らに大學在學年限の延長を來すに等しい弊害を生じないよう考慮すること。

(備考) 修士課程は徒らに在學年限の延長を來すに等しい結果に陥る弊害を伴い易いから、特にその設置及び運用について注意すること。

二 學校體系の例外

學校體系の畫一性を打破し、六・三・三・四のそれぞれを適當に配合した學校を設けるよう考慮すること。この見地から農工商その他それぞれの分野においては、特に計畫性をもつた職業教育を適切に行うことができるよう左記のような學校を設けることを考慮すること。

(1) 中學校(三)と高等學校(三)(又はそのうち(二))を併せた六年制(又は五年制)の農工商等の職業教育に重點をおく「高等學校」を認めること。

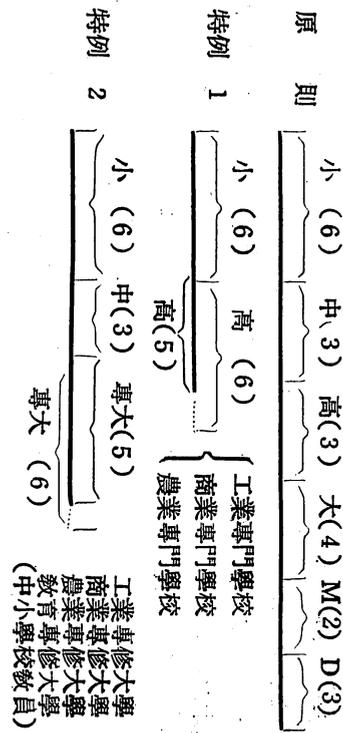
(備考) この課程の履修者に對しても、上級學校への進學の途を開くこと。

(2) 高等學校(三)と大學の(二)又は(三)とを併せた五年制又は六年制の農、工、商、教育等の職業教育に重點をおく「専修大學」を認める

こと。

(備考) この課程の履修者に對しても、上級學校への進學の途を開くこと。

○右の學校體系を圖示すると次の通りである。



三 現存學校の再編成

(1) 綜合高等學校はこれを分解し、普通課程學校又は職業課程學校の何れかに重點をおいてその内容の充實強化を圖ること。學區制は原則として廢止すること。

(備考) 職業課程學校に再編する場合には、成るべく五年制又は六年制の高等學校に再編するよう考慮すること。

(2) 現存の國立大學は、その規模能力に應じ且つ地方的事情を考慮して普通大學と専修大學とに區分すること。普通大學となるものについても、施設、スタッフ等の充實の期待しがたい學部學科については五年制又は六年制の専修大學に再編すること。また、遠隔の地に分散している學部學科についても右と同様に措置すること。

(備考) 例えば、學藝大學はこれを教育専修大學(高等學校を併せて五年又は六年)とし、文理學部、學藝學部、教育學部等についても適宜整理を考へること。

なお、わが國の現在の財政状態に鑑み、國立大學の増設又は公立大學の國立移管は、これを行わないこと。

第二 教科内容及び教科書

一 教科内容については、その畫一化を排し、實情に即して教育効果をあげ得るようこれに弾力性をもたしめること。特に職業課程については、地方的な特殊事情に應じ、適切効果的な教育を實施し得るよう考慮すること。

(備考) 從來の生活經驗中心のカリキュラム方式に偏することを避け、論理的なカリキュラム方式を加味することも考慮すること

二 教科書については、檢定制度を原則とすべきも、現在の實情に鑑み、種々バラエティをもつた標準教科書を國家において作成し、教科書の進歩向上を圖ることを考慮すること。

### 第三 教育行財政

#### 一 地方教育行政

(1) 都道府縣に教育委員會を設置し、大學以外の公私立學校教育その他の教育行政を擔當するものとする。但し、人口十五萬程度以上の市には別に教育委員會を設置し、その市立の大學以外の學校教育に關する行政を擔當するものとする。

(備考) 教育委員會をおく市以外の市町村においても、教育に民意を反映せしめるための機關を設けることを別途考慮すること。

(2) 教育委員會の委員の定数は三名とし、地方公共團體の長が議會の同意を得てこれを任命するものとする。

(3) 教育委員會の違法の行爲に對しては、これを是正するための適當な方法を考え、教育に關し文部大臣が責任を負うことができる體制を明確にすること。

(4) 教育委員會をおく地方公共團體に對しては、標準義務教育費を支辨するに必要な固有財源を與えることを考慮し、それが不可能な地方公共團體に對しては、地方財政平衡交付金によつてこれを補填するものとする。

#### 二 大學行政

(1) 大學については、その自治を尊重すること。大學管理の具體的方式についても、各大學の自治を尊重すること。

(2) 大學の財政については、特別會計制度を採用するとともに、研究

と教育の効率化の見地から、研究費その他費目によつては、委任經理を認めること。研究費については、惡平等の配分を避け、研究の成果をあげ得るよう重點的に増額することを考えること。

#### 三 文部省の附屬行政機關

(1) 教育刷新審議會その他教育制度に關する各種の審議會はこれを統合し、教育行政全般に亘る單一最高の審議機關を設けること。而して必要に應じ専門家を加えた分科審議會を設けることとする。

(備考) 右の最高の審議機關は、廣く社會の意向を十分に反映し得る組織たらしめること。この見地から教育關係者が構成員の半数を超えないようにすること。

(2) 大學設置審議會、大學基準協會等も右の審議會に統合すること。

#### 第四 教員

一 教員免許制度は、實情に即するよう、單純合理化すること。なお教員免許の要件となつてゐる教職教養課程はこれを必要最少限度に引下げること。

二 高等學校以下の學校教員の數を確保することができるよう、奨學制度を確立すること。

#### 少 數 意 見

板倉卓造

出來れば義務教育の年限を延長して國民に一年でも高度の教育を與えることよいは異論のない所である。故に理想として六三制の採用には反對ではない。

しかし六三制を完成するに要する莫大の經費は我が敗戦後の國力にとつては非常に負擔過重である。實力適當のことを採用したればこそ現にその實行難に陥つてゐるのである。戦後國力疲憊の實情に於ては舊六年制の義務教育すら維持することの困難を憂えしめるのに逆に三年の延長を行わんとするのであるから今日の實行難は當然である。それにも拘らず尙もこれが實施を固執するに於ては教育設備の不完全による教育成果の低下は順次高等學校、大學の教育にも及び次代の國民の智徳に深大の惡影響を免れる事を得ないであろう。無理な六三制の實施は義務教育年限延長が豫期する効果に反する結果を見るに至る事を恐れるものである

故に今は無理をせず六三制は我が國力が順當にこれを遂行するに至るまでその採用を中止し速かに舊六年制に復歸して寧ろ舊制の復興完成に力を盡すこそ國力に應じて國民教育の内容を充實改善する所以と信ずるものである。

7、役員、各委員、各専門委員一覽(昭和廿七年三月一日現在)

國立大學協會役員

- 會長(理事) 矢内原忠雄(東大)  
副會長( ) 森戸辰男(廣島大)  
理事 宮脇 富(帶廣畜産大)  
高橋里美(東北大)  
小池敬事(千葉大)  
和田小六(東京工業大)  
富山 保(橫濱國立大)  
戸田正三(金澤大)  
勝沼精藏(名古屋大)  
服部峻治郎(京都大)  
今村荒男(大阪大)  
中田篤郎(徳島大)  
菊池勇夫(九州大)  
鰐淵健之熊(本大)  
中山伊知郎(一橋大)  
田中保太郎(神戸大)

第一常置委員會(一般教養を中心とした學科課程編制等に關する事項の調査研究)

- 委員長 戸田正三(金澤大)  
委員 佐野秀之助(秋田大)  
矢内原忠雄(東京大)  
富山 保(橫濱國立大)  
橋本 喬(新潟大)  
青木文一郎(岐阜大)

- 大畑文七(滋賀大)  
辻田力(愛媛大)  
鰐淵健之熊(本大)  
増井光藏(大分大)

第二常置委員會(白線浪人對策、卒業期問題、厚生補導に關する調査研究)

- 委員長 鈴木京平(茨城大)  
委員 島善隣(北海道大)  
鈴木重雄(岩手大)  
中山伊知郎(一橋大)  
安達 禎(山梨大)  
内藤卯三郎(愛知學藝大)  
田中保太郎(神戸大)  
中澤良夫(京都工藝大)

第三常置委員會(大學相互援助等に關する事項の調査研究)

- 委員長 小池敬事(千葉大)  
委員 高橋里美(東北大)  
宮脇 富(帶廣畜産大)  
柴沼 直(東京教育大)  
野口 明(お茶の水大)

- 井口常雄(静岡大)  
今村荒男(大阪大)  
落合太郎(奈良女子大)  
林道倫(岡山大)  
安藤一雄(九州工業大)

第四常置委員會(新制大學設置條件財政等に關する事項の調査研究)

- 委員長 澤田節藏(東京外語大)  
委員 井口鹿象(室蘭工業大)

丸井清泰(弘前大)

和田小六(東京工業大)

勝沼精藏(名古屋大)

服部峻治郎(京都大)

糸魚川祐三郎(和歌山大)

森戸辰男(廣島大)

苦名孝太郎(高知大)

高橋隆道(宮崎大)

第一常置委員會專門委員(昭和二十六年六月三十日委囑)

第一分科會(學科課程)

滋賀大學長

東京大學教授

千葉大學長

東京農工大學長

名古屋工業大學長

第二分科會(高等學校教育と大學教育との連絡)

お茶の水女子大學長

新潟大學長

埼玉大學長

名古屋大學長

第三分科會(學内組織)

岐阜大學長

東北大學長

東京學藝大學長

静岡大學長

和歌山大學長

第二分科會(別途) 專門委員(昭和二十六年八月七日委囑)

お茶の水女子大學長

東京教育大學教授

一橋大學教授

埼玉大學教授

東京工業大學教授

東京學藝大學教授

第二常置委員會專門委員(昭和二十六年一月二十日委囑)

東北大學學生部長

福島大學學生部長

茨城大學學生部長

東京大學學生部長

千葉大學教務厚生部長

東京學藝大學大泉分校主事

一橋大學厚生補導部長

東京教育大學厚生補導部長

新潟大學教務部長

以上の中、斯波、柏木、大城、堀、下村、沼尻の六人を小委員とする。

增加專門委員(昭和二十六年十一月十日委囑)

京都大學補導部長

廣島大學皆實分校教授

大阪大學事務局長

名古屋大學教授

九州大學厚生課長

第四常置委員會專門委員(昭和二十六年七月七日委囑)

東京外國語大學長

東京工業大學長

一橋大學教授

人口問題研究所長

東京大學教授

中西清

久武雅夫

鈴木昭

山田良之助

日下部智

木下彰

川村安太郎

沼尻源一郎

斯波義慧

柏木嵩

大城富士男

堀潮

下村康

龜坂文衛

田代秀徳

有働信幸

吉田孝一

山田和麻呂

乙藤寛一

澤田節藏

和田小六

都留重人

岡崎文規

有澤廣巳

柴沼直

進藤小一郎